

人口増強・興亞の基

人口問題研究

第三卷 第七號

昭和十七年七月刊行

調査研究

平均結婚年齢の變化……………岡崎文規(一)

男女の割合と婚姻との關係

特に夫婦年齢差を考慮したる場合の男女の割合に就て……………横田圭子(五)

彙報

昭和十八年度豫算編成に於ける人口政策考慮の閣議決定——大東亞建設審議會第四回總會に於ける第六及第八部會答申の決定——生活必需物資綜合計畫の閣議決定——船員法施行令中改正の件公布——食糧管理法の一部施行期日の件公布——食糧管理法施行令の公布——食糧管理法施行規則の公布——食糧管理法樺太適用特例の公布——食糧管理法朝鮮施行令の公布——食糧管理法臺灣施行令の公布——食糧營團運営大綱の決定——結核対策連絡協議會會長其他の任命——財團法人人口問題研究會主催人口問題懇談會並に人口問題講演會の開催

文獻

邦文人口問題關係文獻(二六)

厚生省

人口問題研究會

人口問題研究

第三卷 第七號

調査研究

平均結婚年齢の變化

岡崎文規

わが國の出生率が、近年、やゝ低下の傾向を示しつつあるは、こゝに改めて詳説するまでもなく、明白なる事實である。この原因は甚だ複雑にして簡単に解明出来ないが、有力なる原因の一つとして、平均結婚年齢の上昇を擧げることが出来る。されば「人口政策確立要綱」においては、出生増加の手段として、結婚年齢の引き下げを強調してゐるのである。

平均結婚年齢は次第に上昇しつつありといはれてゐるが、その上昇は如何なる推移を辿つたかについて觀察しようとおもふ。

内閣統計局の公表してゐる平均結婚年齢は算術平均によるものであつて、明治三十三年以降、毎十年の算術平均による平均結婚年齢を夫妻別に

平均結婚年齢の變化

示すと左の如くである。

	夫の平均 結婚年齢	妻の平均 結婚年齢
明治三十三年	二七・六六	二三・〇六
明治四十三年	二八・六五	二三・九八
大正九年	二九・一七	二四・二六
昭和五年	二八・八七	二四・〇七
昭和十三年	二九・九八	二五・三四

右の表でみると、昭和五年における平均結婚年齢は、夫妻共に、大正九年における平均結婚年齢よりもやゝ低くなつてはゐるが、大體の傾向としては次第に上昇しつつあることを明らかに看取することが出来る。平均結婚年齢は、明治三十三年に較べて昭和十三年には、夫において二・二三歳、妻において二・二八歳づつ上昇したのである。

この上昇は、算術平均によつて計算せられたる平均的の値であつて、それぞれの結婚者の結婚年齢がすべて一樣にこれだけ上昇したといふのではない。場合によつては、ある年齢階級において最も多くみられる結婚者の割合は、明治三十三年と昭和十三年とでは殆ど變化なきにかゝらず、明治三十三年に較べて昭和十三年には、比較的若い年齢階級において結婚した者の割合が減少し、そして比較的に高き年齢階級において結婚した者の割合が増加したことに平均結婚年齢上昇の原因があるのかも知れない。

算術平均によつて平均結婚年齢の推移を観察する場合には、かゝる疑問が生じ易い。

そこで算術平均による平均結婚年齢の推移のほかに、結婚年齢別による結婚数をその大きさの順序に配列し、その中央に位して全體を二等分するところの値すなはち中央値の推移はどうなつてゐるか、また結婚年齢別にみて結婚数の最大である點すなはちモード(並數)の推移はどうなつてゐるかを明らかにしてみることがある。

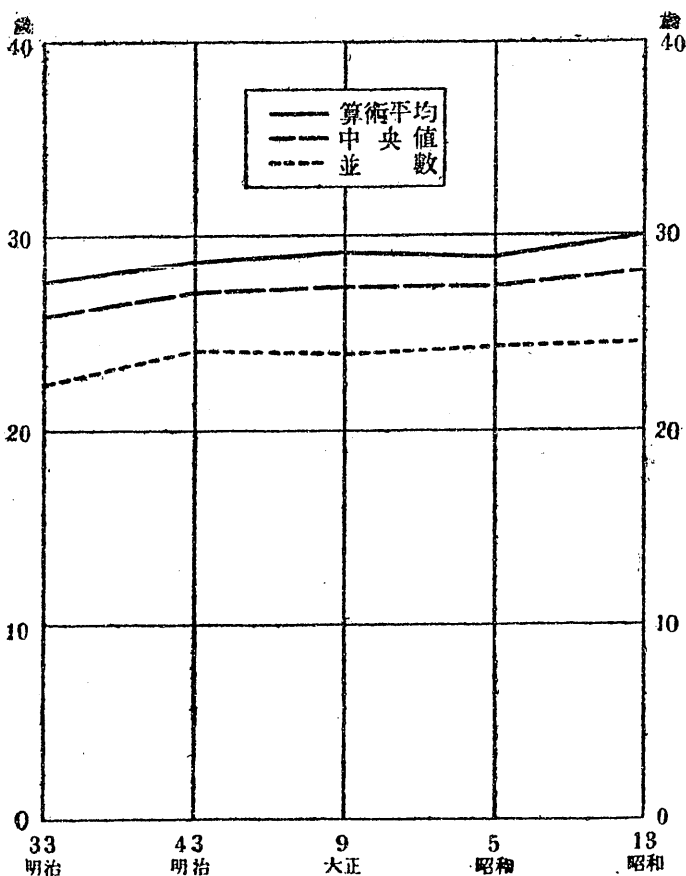
明治三十三年以降、毎十年の結婚年齢別結婚統計に基いて、その中央値および並數を計算式によつて求めた。いま、これを算術平均による平均結婚年齢と對比して示せば左の如くである。

	夫の平均結婚年齢				妻の平均結婚年齢				
	算術平均	中央値	並數	算術平均	中央値	並數	算術平均	中央値	並數
明治三十三年	二七・六六	二五・九二	二二・四四	二三・〇六	二三・〇一	一九・九一	二二・六六	二〇・九二	一八・四四
明治四十三年	二八・六五	二七・一一	二四・〇三	二三・九八	二三・七六	二〇・三二	二八・九一	二七・一六	二四・〇三
大正九年	二九・二七	二七・四一	二三・八九	二四・二六	二三・七五	一九・七三	二九・八七	二七・三三	二三・四五
昭和五年	二八・八七	二七・三三	二四・二五	二四・〇七	二三・八〇	二〇・二六	二九・九八	二八・二六	二四・五二
昭和十三年	二九・九八	二八・二六	二四・五二	二五・三四	二三・六九	二〇・三九			

右の表によつて、まづ夫の平均結婚年齢についてみると、いづれの年次においても、算術平均が最も高く、中央値これに次ぎ、並數が最も低くなつてゐる。例へば昭和十三年についてみれば、夫の平均結婚年齢は、算術平均では二九・九八歳であるが、中央値では二八・二六歳、並數では二四・五二歳である。算術平均と中央値との差は大して大きくはないが、算術平均と並數との差は五・四六歳にも達してゐる。すなはち並數の示すところによれば、昭和十三年における男子結婚者数を結婚年齢別にみると、二四・五二歳のところに最も多く現はれてゐるのである。しかるに算術平均による

平均結婚年齢はこれよりも五歳以上も高くなつてゐるのは、二四・五二歳以上の結婚者数が相當に多いことに原因してゐる。

こゝで特に問題にしようといふ點は、左の平均結婚年齢を算術平均、中央値および並數をもつて示した場合にみられるその差同よりも、明治三十三年以降、算術平均による夫の平均結婚年齢は次第に上昇の傾向を示したが、中央値および並數においても同様の傾向がみられるかどうかといふことである。いま、これを圖示すれば左の如くである。



右の圖表でみると、明治三十三年以降、算術の平均値が次第に高まつてゐる如く、中央値および並數も亦次第に高まつてゐることを明らかに看取することが出来る。算術平均の上昇と中央値の上昇とはほぼ平行的であるに

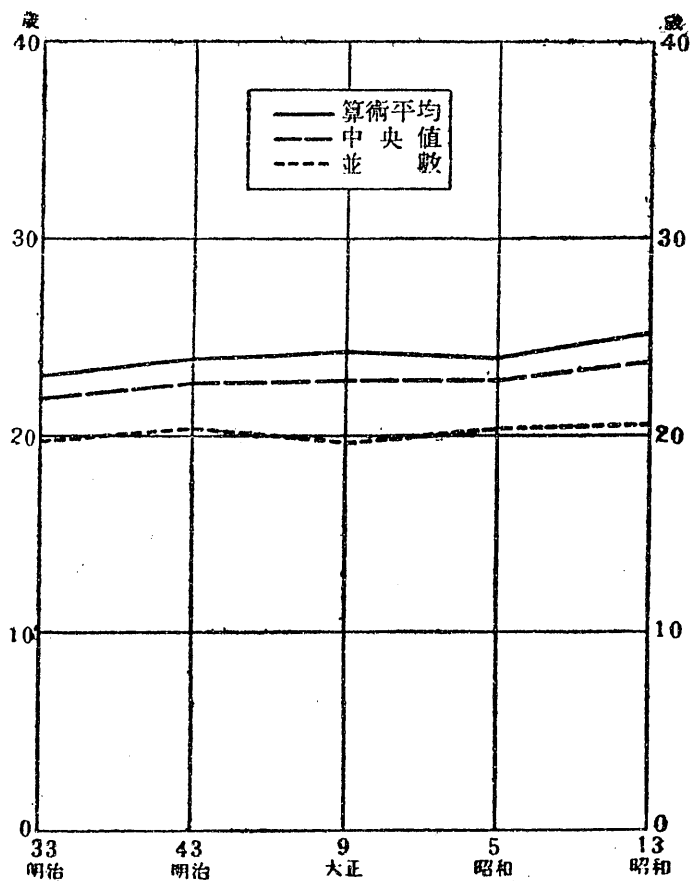
反して、並數の上昇傾向はやゝ緩慢である。これによつてみれば、夫の結婚年齢は、時の経過につれて、算術平均的に高まりつゝあるばかりではなく、結婚年齢別による結婚数をその大きさの順序に配列し、その中央に位して全體を二等分する値、ならびに結婚年齢別にみて、結婚数の最大である點も、時の経過につれて次第に高まりつゝあるものであるから、夫の結婚年齢は全般的に次第に高まりつゝあるものとみななければならない。換言すれば結婚者總數中、その一部の者が特に晩婚になつたといふのではなく、全般的に結婚年齢が遅延する傾向があると想像せられる。たゞ並數の上昇傾向は、算術平均又は中央値の上昇傾向ほど大でない。

次に妻の平均結婚年齢についてみると、夫の場合におけると同様、算術平均が最も高く、中央値これに次ぎ、並數が最も低くなつてゐる。例へば昭和十三年についてみれば、妻の平均結婚年齢は、算術平均では二五・三四歳であるが、中央値では二三・六九歳、並數では二〇・三九歳である。算術平均と中央値との差は二歳弱であるが、算術平均と並數との差は約五歳に達してゐる。すなはち昭和十三年における女子結婚者数を結婚年齢別にみると、並數では二〇・三九歳のところに最も多く現はれてゐるのである。しかるに算術平均による平均結婚年齢はこれよりも約五歳も高くなつてゐるのは、夫の場合と同一の理由により、二〇・三九歳以上の結婚者數が相當に多いからである。

更に明治三十三年以降、妻の平均結婚年齢の上昇傾向を、算術平均、中央値および並數について、それ／＼圖示すれば下の如くである。

下の圖表でみると、算術平均は、時の経過につれて次第に上昇してゐる、中央値は、算術平均とほぼ平行的の推移を辿つてゐる。並數は大正九年にはやゝ低減してゐるが、しかし全體としてはやはり上昇の傾向にある。

平均結婚年齢の變化



たゞその上昇傾向は、算術平均或ひは中央値の場合の如く大でない。

この事實から判断すると、平均結婚年齢の上昇は、結婚者總數中、その一部の者が特に晩婚になつたといふのではなく、夫の場合に照應して、妻の場合にあつても、全般的に結婚年齢が遅延の傾向にあるものと認められるのである。

男女の割合と婚姻との關係

特に夫婦年齢差を考慮したる場合の
男女の割合に就て

横 田 年

良 田 圭 子

一、緒 言

人口増殖政策の見地からすれば適齡以後の女子が出来得る限り多數婚姻生活に在ることを必要とする。然るに現代の社會道德竝に法律に於て一夫一婦制が嚴然と定まつて居り、一人の女子に對して一人の男子を必要とするので女子のみに對し結婚獎勵を行つても無意味であることは言ふ迄もない。男子をも婚姻に赴かしめる如き方策を採らねばならないが、常に一對一なることを要する故に我々は婚姻獎勵策を講ずる場合に於ける男女の割合、特に未婚乃至は無配偶の適齡後の男女人口の數的比率に就て考察することを怠つてはならない。平時に於ては男子或ひは女子の一方的都市集中の場合、又は移民人口に於ける男子過多の場合等を除き一般に全國的に觀察すれば男女の數は均衡を得てゐる如く思はれる。

婚姻形態としての一夫一婦制の最大の根據も實にこの人口に於ける男女の比率の略、同數なることに存すると考へられてゐる。

例へば John Graunt は Bills of Mortality に於て、十七世紀のロンドンの出生に於ける男子出生數が女子出生數よりも稍、多い事實より一夫一婦制が

男女の割合と婚姻との關係

妥當なることに就き人口増殖政策の立場から次の如く説いてゐる。「(一)一夫多妻を禁ずる基督教はそれを認容するマホメッド教等よりも自然の法即ち神の法によりよく適合する。けだし法の上で一人の男が多數の女又は妻を持つといふことは同時に自然に於ても一人の男に對し多くの女がゐるのでなければ何の役にも立たないからである。(1) (二)男は女よりも十三分の一超過してゐる。此の爲に女よりも多數の男が戦死、奇禍、溺死、刑死等により斃れ、又多數の男が外國、植民地に赴き、或ひは宗教上獨身生活を續けるに拘らず婦人はそれ／＼一人の夫を持ち得ることになる。(2) (三)更に男は四十年間生殖的であり、女は二十五年しかさうでなく、その結果三二五人の女に對して男は五六〇人と云ふことになるが前述の諸原因と男の晩婚の爲に總ては相殺される。(3) (四)男女の間の差異から吾々は一夫多妻が認められてゐる所で何故閨人を造るかを知るのである。即ち閨人を造ることなしには多妻制は繁殖上無益だからである。(4)」

又 Alexander von Oettingen は Die Moralstatistik in ihrer Bedeutung für eine Sozialpolitik に於て Süssmilch の言を引用しつゝ人口に於ける男女の比率の相等しきことに對する神の意志を説き、(5) 次で、嚴重な一夫一婦制を緩和し一夫多妻により人口増加を圖らんとすることは統計上男女の數が相等しき事實から反對すべきであると述べてゐる。(7) 更に彼は一夫多妻、未開野蠻なる婚姻狀態、放縱なる性慾遂行等の自然の秩序を破壊する行爲は必ずや社會道德の恐ろしき畸形狀態を豫想せしめると言つてゐる。(8)

Westermarck も婚姻の形態の上に多くの影響を及ぼしてゐる原因の一は疑ひもなく兩性の間の數的割合であると The History of Human Marriage に於て述べてゐる。(9) 併し彼は Graunt や Oettingen の如くに一夫一婦を絶對のものとしてゐない。即ち「男女の割合は凡そ同數であるが故に一夫

一婦は人類の婚姻の自然的形式であると主張されてゐる。併し之は不合理の立論である。性の割合は變化するもので而も種々の民族に於て非常に異なる場合がある。或場合には同數であり、或場合には男が女よりも多く、又逆に女が男よりも多いこともある。一夫多妻の多くの原因は結婚可能の女子の過剰であり、一夫一婦の多くの原因は女子の比較的不足にある。」と述べて、世界各地に於ける多くの實例を引用して立證を試みてゐる。

男女の數の割合に於ける異常が最も著明に影響を及ぼすものとして一妻多夫がある。これこそは正しく女子の過少に原因するものであつて *Wes. Fernarck* と *Ch. Letourneau* は多くの實例を擧げて之を立證してゐる。

斯くの如く各種婚姻の形態を決定するものの最大なる原因は男女の數的比率であると考へられてゐるが、現代の文明諸國に於ける一夫一婦制も同様に男女の均等比率に基くものであつたにせよ、今日我々の有する社會道德の一般通念からすれば總ての性道德が一夫一婦制を基礎として築かれて居り、従つて社會秩序も之に支配され、容易に改變すべからざるものもの如く思はれる。

即ち最初人口に於ける男女の均等比率が一夫一婦制を作り、次で之が社會道德として確立し、遂には逆に一夫一婦制なるが故に未婚女子人口の過剰を來す現象をも招來することは彼の前歐洲大戰時に歐洲諸國に於て見られた處である。⁽¹³⁾ それにも拘らず今日に於ても尙一人の男子に對する一人の女子と云ふ道德的にして、而も法律的なる事實は微動だにもしてゐない(表面に現れない多くの非合法的なる場合は論外として)。

我國でも明治以後に吸收された歐米文化と共に社會道德及び法律に一夫一婦制が導入され、一夫多妻を非道德的なりとして排斥せんとする確固たる思想が一般人の道德感情を支配するに至つた。

一方に於て斯くの如く社會道德としての一夫一婦制に規制されつゝ他方未婚者として殘る適齡後の女子數を可及的減少せしむる爲には無方針に早婚獎勵を行ふことは屢々危険を伴ふのである。

今日の如き戰時に於ては特に此の點に注意を必要とする。何となれば、幸ひにして我國では支那事變に引續く今次大東亞戰爭に於て前歐洲大戰或ひは現在の大戦に於ける歐洲諸國程多數の戦死者を出してゐない爲に、之による男子可婚年齢者の減少は左程大なるものとは考へられないが、最も注意を要するのは可婚年齢にある男子の出征による婚姻遅延である。男子の婚姻遅延は當然女子の結婚に影響を及ぼして來る。相手の無い結婚は出來ないからである。従つて出征中の男子に相應した年齢にある適齡女子の婚姻も之等の男子の歸還迄延期されることとなるのであるが、其の場合今日の結婚獎勵策に於ける適齡と稱せられる年齢を超過する女子を相當多數に生ずべきは想像に難くない。若しも歸還兵士が其の相手として専ら適齡にある女子のみを選ぶこととなれば、之等の待期したる適齡を過ぎた女子は永久に配偶者を得られないと云ふ危険が生ずる。

即ち戰爭による女子人口の數的溢剰を其の原因により分類すれば直接戦死による適齡男子人口の減少の結果たる女子人口の相對的過剰と、男子の婚姻遅延に伴ふ適齡を過ぎたる或ひは過ぎんとする女子人口の結婚競争場裡よりの落伍の二者に分けられる。

あくまでも一夫一婦の原則に基いて而も此の様な女子人口の數的過剰を幾何なりとも減少せしめ、可及的多數の女子に出産可能なる境遇を與へ以て人口増殖政策の一助たらしむるには如何なる方策が必要であらうか。此の手段考究の爲には最近に於ける我國の男女の人口の割合を相互に比較し其の間に如何なる關係が存在するかを知らねばならない。而も精密には男

女の數を年齢別に比較すべきである。併し最近の人口靜態を示す昭和十五年國勢調査の年齢別體性別人口は未發表であるし、又發表後と雖も出征者の數を推測することは許されないから、本研究に於ては稍、舊いが昭和十年の國勢調査の資料に基いて考察し、先づ平常時に於ける状態を究め、其の結果に基いて最近の状態乃至戰後に於て起るべき状態に就き推測して見

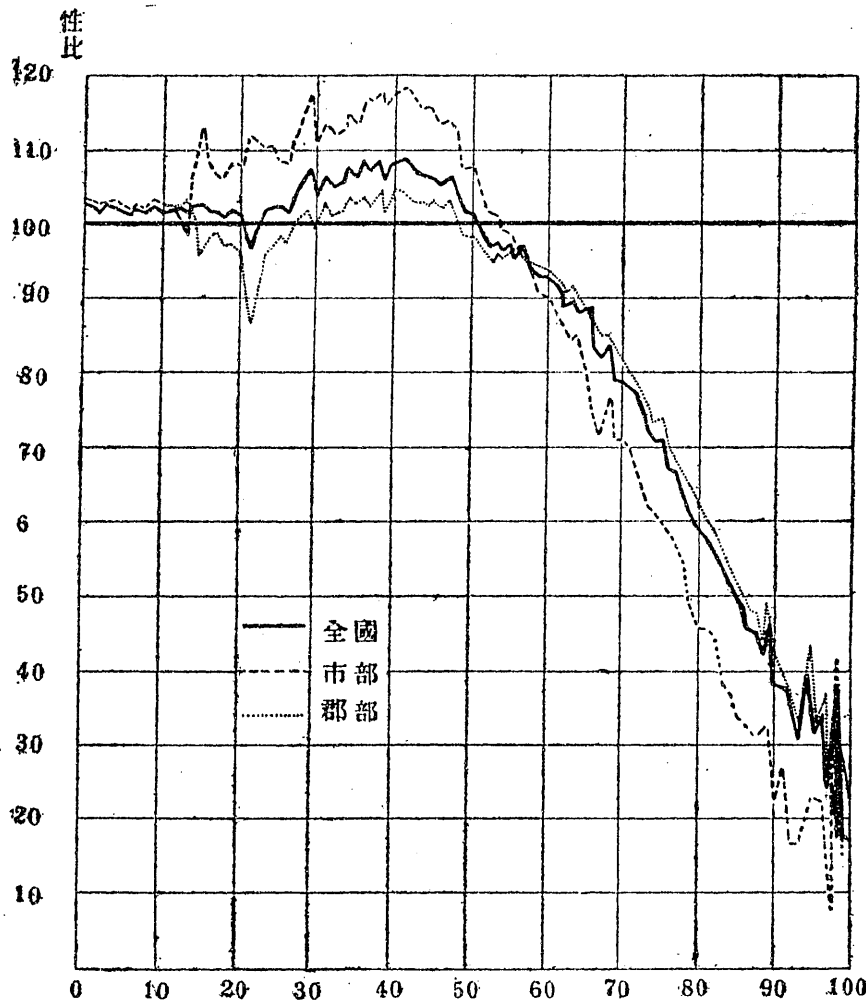
ようと思ふ。

二、男女同年齡に就て觀たる各歲別性比

先づ全國總人口に就き同年齡の男女の數を比較し各歲別に性比を觀察し、よう(茲に性比とは女子人口一〇〇に對する男子人口の割合を言ふ)。

第一圖實線に見る様に五〇歳に至る迄は二一歳と二二歳に於て極く僅か

第一圖 各歲別性比



男子が女子よりも少い(即ち性比一〇〇以下)ことのある他全體を通じて性比一〇〇以上であり、殊に二九歳から四七歳迄は一〇五以上で男子人口が女子に比し過剩なるが如く見える。次で五一歳以上になると性比は急速に低下して行くことは圖によつて見得る通りで、其の原因は生命表で知り得る如く四五歳頃から男子の死亡率が女子に比し高率となる爲である。何れにしても此の極く粗雑な觀察のみでは直接結婚、妊娠、出産を營む年齢階級では大體に於て男子人口が女子人口よりも多く、従つて平時に於ては女子が其の配偶者を選択するに當つて左程困難な事情が存しないかの如く考へられるのであるが、此の様な樂觀的結論が甚だ誤れるものであることを順次述べて行きたい。

第一圖に於て市部、郡別に夫々の總人口の各歲別性比を比較してある。市部に於ては一三歳を除く他五三歳に至る迄何れの年齢に於ても性比一〇〇以上を示し、殊に一四歳以上五〇歳迄は著しく高い値を示してゐる。

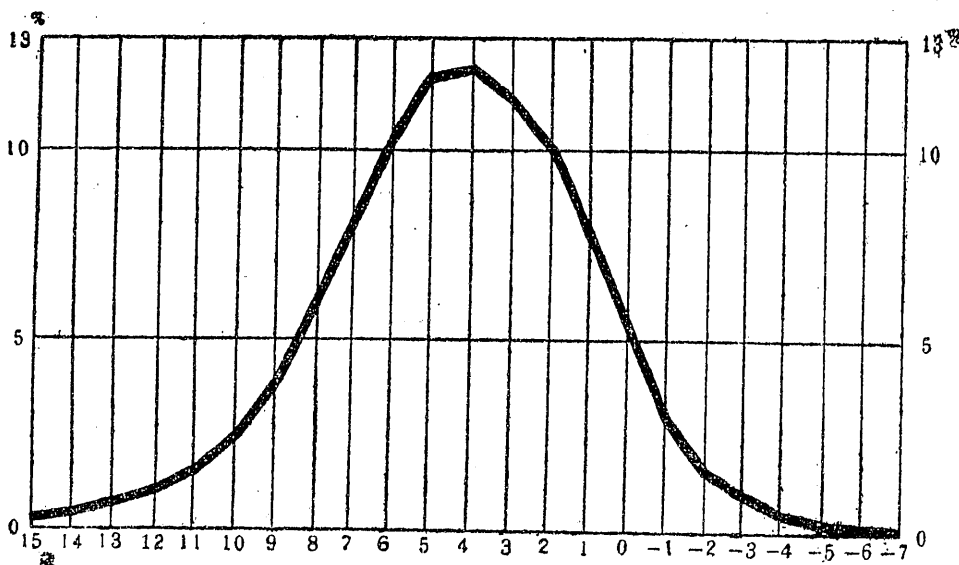
之に對し郡部は一三歳迄は市部と等しく男子が稍、多いが、一五歳より二七歳に至る迄は性比一〇〇以下を示し、特に二二歳、二二歳に於ては八六・七及九〇・二で甚だ低く市部と全く對蹠的な曲線を畫いてゐる。此の兩者の差異は全く多數の生産年

齡にある男子人口が郡部から市部に流出してゐる爲に生じたものである。此の現象は我國特有のものであつて、歐米諸國に於ては多くは都市の性比低く、農村の性比が高く本邦と逆の關係を示してゐる。⁽¹⁵⁾

三、夫妻の婚姻年齢差を考慮に入れて

算出したる年齢別性比

第二圖 夫妻婚姻年齢差ノ度数分布 (總數 100 = 付)



男女が其の配偶を求める場合相互の年齢の差には一定の分布が見られる。此の年齢差の分布

曲線は第二圖に示す通りであつて、モードは略々四歳であり、平均年齢差は初婚者では約四歳(昭和十年三・九四九歳)、再婚者を含む總婚姻者では四・六歳乃至四・八歳(昭和十年四・六三〇歳)である。即ち大體に於て一般に男子は己れよりも年下の女子を配偶に選び、而も其の年齢差の平均は初婚者に於ては約四歳である。故に婚姻現象と性比との關係を考察するに際し、男女同

第一表 平均初婚年齢及年齢差

昭和	夫	妻	年齢差
一	二七・一二七	二三・〇七〇	四・〇五七
二	二七・一八〇	二三・〇四七	四・一三三
三	二七・二六四	二三・一〇五	四・一五九
四	二七・三六四	二三・二二五	四・一三九
五	二七・三三四	二三・二〇五	四・一二九
六	二七・二九三	二三・二四八	四・〇四五
七	二七・四〇〇	二三・三九四	四・〇〇六
八	二七・五七二	二三・五七八	三・九九四
九	二七・六八八	二三・七〇八	三・九八〇
一〇	二七・七五八	二三・八〇九	三・九四九
一一	二七・八六五	二三・九一八	三・九四七
一二	二八・〇八九	二四・一五六	三・九三三
一三	二八・三八九	二四・四一四	三・九七五

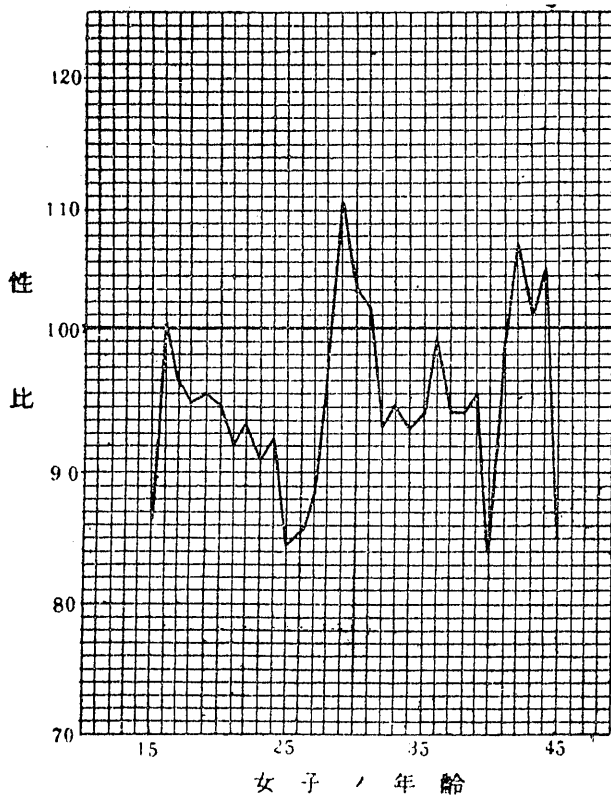
第二表 平均婚姻年齢及年齢差

昭和	夫	妻	年齢差
一	二八・七六五	二四・〇〇五	四・七六〇
二	二八・八〇一	二四・〇〇八	四・七九三
三	二八・七八九	二三・九七三	四・八一六
四	二八・八九六	二四・〇八一	四・八一五
五	二八・八七四	二四・〇七四	四・八〇〇
六	二八・八三六	二四・〇八七	四・七四九
七	二八・八九八	二四・二〇九	四・六八九
八	二九・一一九	二四・四一二	四・七〇七
九	二九・一八九	二四・五三三	四・六五六
一〇	二九・二四〇	二四・六一〇	四・六三〇
一一	二九・三二八	二四・七二一	四・六〇七

年齢のもの同士を相互に比較して性比を算出することは現實を無視したものであり誤つた結論を導き出さないとはいへない。即ち夫妻の年齢差を考慮に入れて性比を算出すべきであると思ふ。併し第二圖によつて見ても總ての夫婦が同年齡差を示してゐるのではなく、夫の方が著しく年長の場合もあり逆に妻の方が年長の場合もあるのであるが、茲には複雑を避けて簡明に結論を導き出す爲に總ての女子が何れも四歳年長の男子を選ぶものと假定して性比を算出して見た。

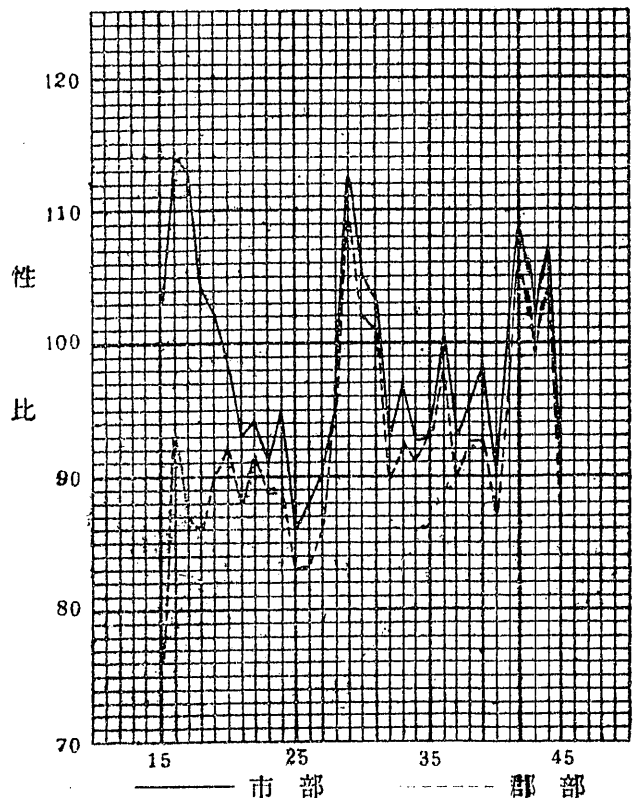
第三圖及び第四圖は一五歳以上の各年齢の女子が總て四歳年長の男子と結婚するものと假定した場合の年齢別性比を全國、市部、郡部に分つて比較したものである。何れに於ても性比一〇〇以上を示す年齢階級は非常に少く、大部分は一〇〇以下である。即ち總ての女子が四歳上の男子と結婚する時は全國に就ても都鄙別に見ても女子人口が男子に比し過剰となる

第三圖 全國各歳別女子人口百ニ對スル四歳年長ノ男子人口ノ割合



男女の割合と婚姻との關係

第四圖 都鄙別各歳別女子人口百ニ對スル四歳年長ノ男子人口ノ割合



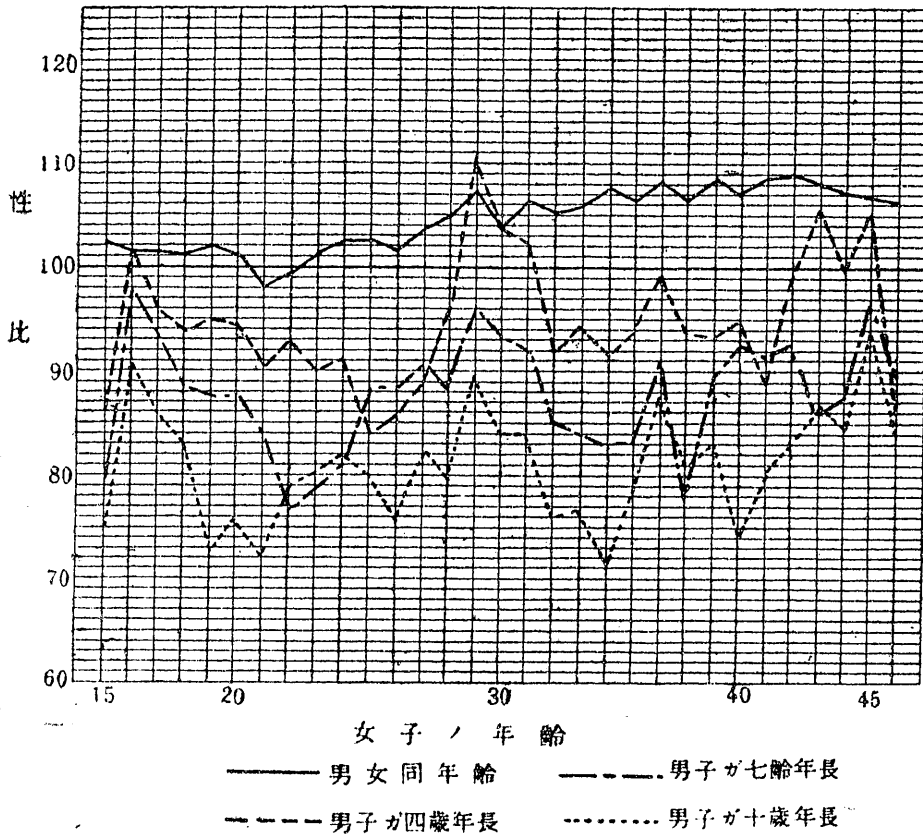
ことを知るのである。現實に於ても年齢差は四歳を中心とした曲線を畫いてゐるのであるから、真相も此の假定の場合と餘り相違がないことが推測出来る。男女同年齡の者同士に就て性比を見る時は前述の如くに全國及び都市に於ては男子人口が過剰なるが如く、農村の一部の年齢に於てのみ女子人口が過剰なる如く考へられたが、夫婦年齢差を考慮する時は何れに於ても女子人口が過剰であり、従つて昭和十年の如き平時に於ても單に男女の數の比率の點から考へた結果のみでも女子の比較的結婚難の存在が推測出来る。男女を同年齡とした場合の性比と、男子が四歳年長とした場合の性比との差異の生ずる原因として次の二つが考へられる。(一)我國では明治大正を通じて大體に於て出生數の絶対値は年々増加してゐた。従つて或年に生れた男子數は死亡を全然考慮せずとも一般に其の四年後に生れた女子數よりも少い。(二)青年期に於ける高い死亡率の爲に或年齢に於ける人口は

年々著しく減少する。

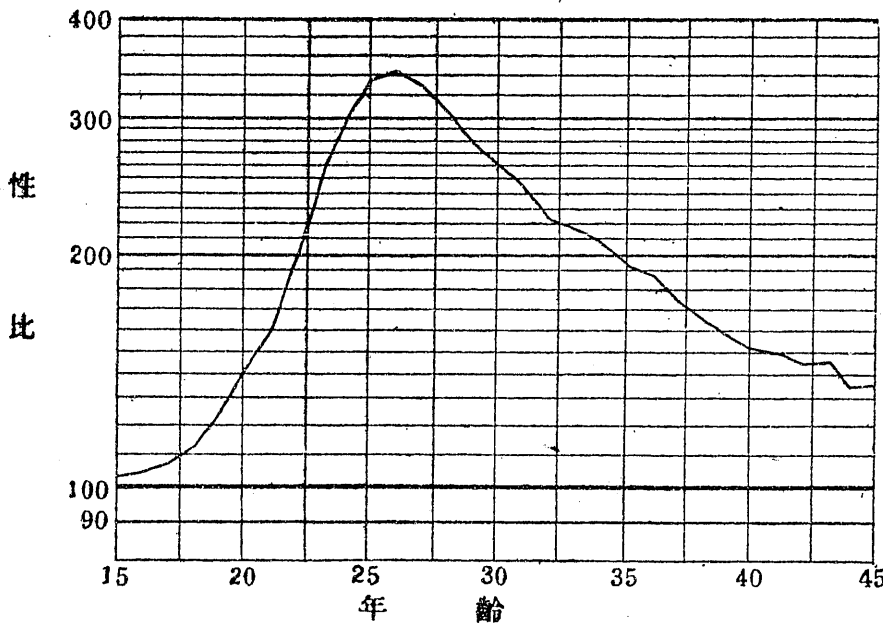
主として此の二つの理由の爲に、同年齡の男女を比較すれば寧ろ男子が幾分多いにも拘らず、男子が四年年長の場合には女子の方が過剰になるのである。

扱、次に夫婦の平均年齢差が假りに更に五歳、六歳、七歳と増すならば性比は如何に變化するであらうか。前述と同様の理由により或年齢の女子

第五圖 全國各歳別女子人口百ニ對スル同年齡、四歳年長、七歳年長、十歳年長ノ男子人口ノ割合



第六圖 全國未婚者年齢別性比 (半對數グラフ)

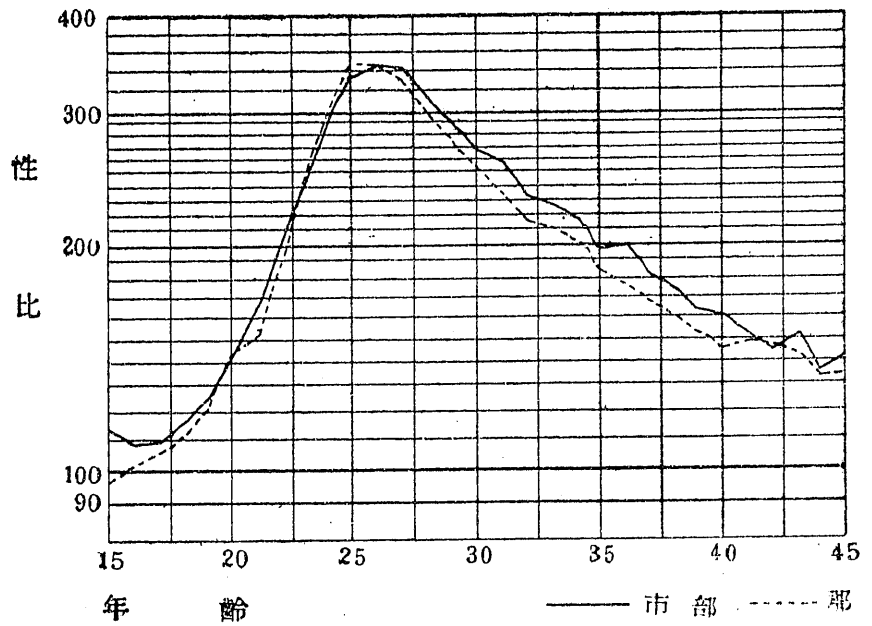


人口に對する男子の數が漸減することとなるから性比も當然漸次低下して来る。第五圖は全國人口に就て男女同年齡、四歳差、七歳差、一〇歳差の夫々の場合の年齢別性比を畫いたものであるが、年齢差が開く程性比が低下することが認められる。即ち現在以上に夫婦の平均年齢差が大きくなれば益々、女子の結婚の機會が少くなることを明らかにすることが出来る。

以上は總人口に就ての觀察であるが、其の内の有配偶者人口は直接には新しい婚姻に對して關係を持つてゐないので、之を除いた無配偶人口に就て觀察しよう。但し計算の都合上茲には未婚者人口のみに就て見ることとした。之以外の死離別者を加へた無配偶人口に就ても大體同様の傾向であらうと思はれるので略すこととした。

先づ全國人口の未婚者で男女同年齡のもの同士に就て性比を計算して見ると第六圖に示す如く全般的に性

第七圖 市郡別未婚者年齢別性比 (半對數グラフ)



比頗る高く二〇歳では一四一・四三、二六歳では三四二・六二にも達し、三〇歳に於ても二五九・八七である(普通グラフでは餘りに高くなるので此の圖では半對數グラフを用ひて高さを縮小して示した)。此の様に女同年齢で性比が高いのは全く男女の婚姻年齢の差異に基くのであつて、女子の方が男

子よりも四年前後早く結婚する爲に生じた現象である。従つて深く考へない時は未婚者に於ては男子人口が女子に比し著しく過剰なるが如き誤解を生ぜしめるのである。都鄙別に觀察しても(第七圖)之のみでは兩者の間に大差を見出し難し。

次に一五歳以上三〇歳未満の各年齢の女子が夫々四歳年長の男子と結婚すると假定した場合の性比が第八圖の一番上の曲線である。即ち各年齢とも大部分性比一〇〇以下に低下し、前記の男女同年齢に於ける高き性比が

男女の割合と婚姻との關係

男子の過剰を示したものでなかつた事が判明する。故に一五歳乃至三〇歳の總ての未婚女子が夫々四歳年長の男子と結婚せんとする時は若干の女子人口の相對的過剰を生ずることとなる。

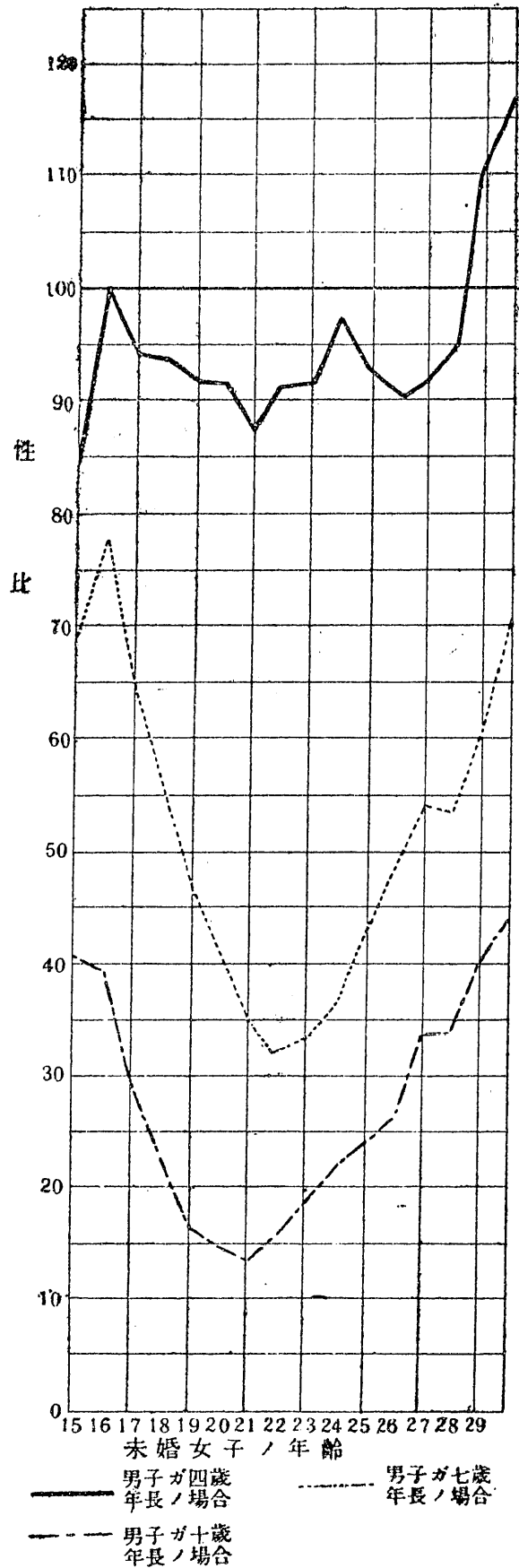
年齢差が更に大きくなる時は性比が益々低下するのは勿論である。同圖には七歳差の場合と一〇歳差の場合を畫いたが、甚だ低い値を示してゐる。即ち未婚女子が己れよりも年長の男子を配偶者に選ばんとする時、其の年齢差が大きくなる程、男子人口の不足を感ずることとなる。

以上述べ來つた處により大體の傾向を推察する事が出来るが、何れも各歳毎に性比を算出した爲得られた曲線は甚だ不規則で稍見苦しいので、次に年齢差の如何により性比が如何に變化するかを一見して知り得る様、更に別の假定を加へて見た。即ち上述せる處は各歳の女子が夫々一定の年齢差

第三表 一五歳乃至三〇歳の女子人口に對する男子人口の割合

男女同年齡階級 男子が女子の一年上の階級	一五歳乃至三〇歳の女子人口に對する男子人口の割合		
	全 國	市 部	郡 部
一〇	一〇一・九二	一〇九・七二	九六・九六
九	九八・五九	一〇六・二六	九三・七一
八	九六・九九	一〇四・二六	九二・三七
七	九五・二八	一〇一・九三	九一・〇六
六	九三・四五	九九・二四	八九・八〇
五	九一・二四	九六・〇〇	八八・二五
四	八八・九八	九二・七一	八六・六七
三	八七・〇八	八九・二三	八五・八〇
二	八五・〇〇	八五・七九	八四・六二
一	八二・六八	八二・二二	八三・一一
〇	八〇・五〇	七九・〇六	八一・五七

第八圖 各歳別未婚女子人口百ニ對スル男子人口ノ割合

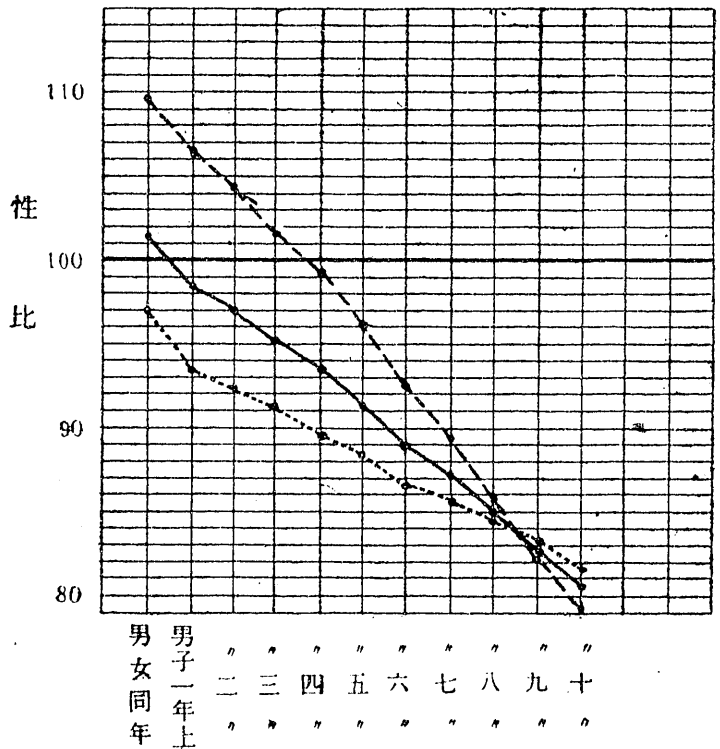


の男子と結婚した場合であるが、今度は女子の一定年齢階級の總人口と、之と一定の年齢差を有する男子の一定年齢階級の總人口との割合を計算して見た。例へば一五歳乃至三〇歳の女子總人口を之と四歳の差を有する一九歳乃至三四歳の男子總人口と組合せる時は性比幾何となるか、又七歳差の場合、一〇歳差の場合と云ふ様に計算したのである。第三表は男女同年齢の場合から十年差に至る迄各年齢階級毎に計算したものであつて、例へば全國人口に就て見るに、同年齢階級ならば性比一〇一・九二で寧ろ男子が多く見えるが、男子が一年年長の場合は九八・五九となり既に女子の相對的過剩を示し、四年差では九三・四五であつて昭和十年に於ける全國初婚者夫妻平均年齢差たる四年を基準として計算しても既に女子人口が相對的に幾分過剩であつたことが明らかに示されてゐる。年齢差を漸次大にして計

算するに従ひ性比は漸次低くなり一〇年差では八〇・五となる。第九圖に於て全國、市部、郡部別に此の傾向を比較圖示したが市部では年齢差三年以下の場合は性比一〇〇以上を示し以後急速に低下し其の傾向は最も急峻であり、郡部は同年齢階級に於て既に女子人口の方が多く従つて性比は最初から一〇〇以下である。而して其の低下の傾向は最もなだらからで全國は兩者の中間に位してゐる。

次に實際に當面の問題となる未婚者人口の性比につき同様の計算を行つて見た(第四表)。第十圖は其の結果を圖示したものであるが、全國の一五歳乃至三〇歳の未婚女子總人口に對し之と同年齢階級の男子總人口の性比は、一四五・九で未婚男子人口が女子人口よりも遙かに大なる如き錯覺を起さしめるが、年齢階級を一歳づつずらして觀察すると性比は非常に急速

第九圖 15歳乃至30歳ノ女子人口ニ對スル男子人口ノ割合



例へば男子四年上トハ15歳乃至30歳ノ女子人口ニ對スル19歳乃至34歳ノ男子人口ノ割合ヲ云フ

第四表 一五歳乃至三〇歳の未婚女子人口に對する未婚男子人口の割合

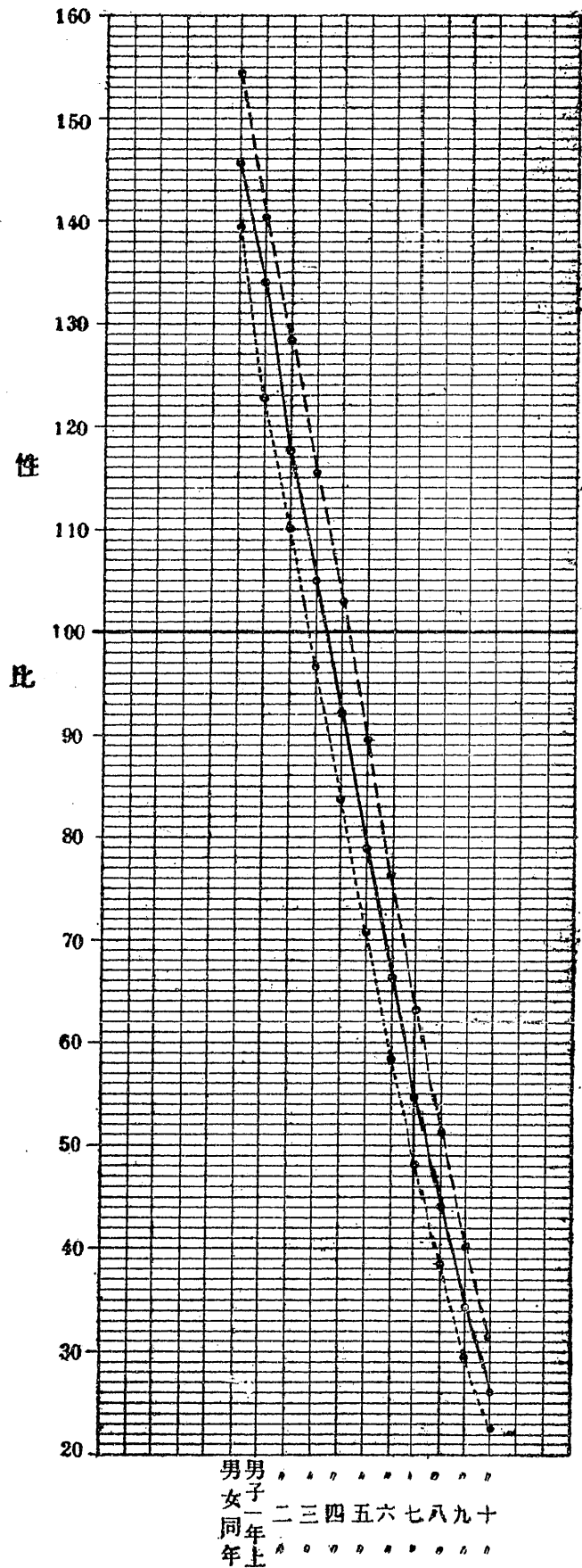
男女同年階級	男子が女子の一年上の階級	一五歳乃至三〇歳の未婚女子人口に對する未婚男子人口の割合			
		全	市	郡	部
男女同年	一〇〇	一一〇・九〇	一一四・五三	一一三・九二	一一三・二七
男子一	一一〇	一一三・〇四	一一四・〇三	一一二・八三	一一二・八三
男子二	一二〇	一一七・八六	一二八・四六	一一〇・九七	一一〇・七六
男子三	一三〇	一二四・九七	一二八・四六	一一五・九四	一一五・九四
男子四	一四〇	一三一・九八	一三三・〇二	一二三・〇二	一二三・〇二
男子五	一五〇	一三八・八三	一四〇・五二	一二九・五二	一二九・五二
男子六	一六〇	一四六・三四	一四七・四七	一三七・四七	一三七・四七
男子七	一七〇	一五四・七四	一五五・二六	一四三・二六	一四三・二六
男子八	一八〇	一六四・〇四	一六一・二二	一五〇・二二	一五〇・二二
男子九	一九〇	一七三・二八	一六八・二〇	一五七・五三	一五七・五三
男子十	二〇〇	一八二・五三	一七五・一〇	一六四・八二	一六四・八二

に低下し、三歳差では既に一〇四・九七となり僅かに男子多く、四歳差となれば九一・九八となり女子人口の比較的過剰を示す。年齢差七歳の場合の性は五四・七四であるが、此の事は未婚女子が總て七歳年長の男子を夫に選ぶ時は其の半數近くは相手を得ることが出来ないことを意味してゐる。以後年齢差を増す毎に急速に性比が低下し、十歳差では二六・二三に至る。市部及郡部別の未婚者に就ても同様の傾向を示すが、唯市部では四歳差迄は性比一〇〇以上で、五歳差に至つて始めて一〇〇以下になるのに反し、郡部では三歳差で既に一〇〇以下となる。之は市部の方が郡部よりも結婚適齢期の未婚男子人口の割合が多いことに起因する。

男女の割合と婚姻との關係

以上述べ來つた處を綜合すれば總人口に於ては年齢別性比又は同一年齡階級の性比を見れば概ね一〇〇以上であり、就中未婚者に於ては甚だ高い性比を示し、何れにしても女子よりも男子の方が多數の如く思はれるが、夫婦の年齢差を考慮して性比を計算する時は總人口に於ても未婚者人口に於ても昭和十年の如き平時に於てすら性比は一〇〇以下であり、女子人口の比較的過剰の存在せしを發見するのである。又、夫婦年齢差が更に大きくなつた場合を假定すると、此の差が大となればなる程性比は著しく低下し女子人口の過剰、換言すれば男子人口の不足を招來すると云ふ事實を知ることが出来る。

第十圖 15歳乃至30歳ノ未婚女子人口ニ對スル
未婚男子ノ人口ノ割合



四、男女の割合を均衡ならしむる爲の
適當なる夫婦年齢差

女子の適齡婚と其の高き婚姻率とは人口を増殖せしむる爲の必須的要件である。醫學的には女子一七、八歳に於て結婚すれば生殖に關し最も能率的であり、而も母子共に健康的なることは多くの醫學者の認むる處⁽¹⁶⁾であるが、男子の生殖能力は年齢により著しき變化を生ぜず、又女子に見る如き更年期の現象も存せざる爲男子の婚姻年齢に關しては醫學者より特に適當なる年齢を提言する者は無かつたのである。又、今日の社會情勢に於ては男子の一家を營むに必要な經濟的獨立の爲には相當の年齢に達するを要すること、更に女子が男子よりも老い易きこと(男子より女子の方が長命であるが、容貌及び生殖能力は女子の方が早く老いる)の二つの理由の爲に

男子は或程度晩婚なるも止むを得ないと云ふ如き見解が屢々行はれてゐた。併し婚姻は全く男女間相互の間に成立する現象であつて、一方的に行はれないものである故(緒言に於て述べた如く、我國でも一夫一婦制が確立してゐる故に)男子の晩婚は必然的に女子の晩婚を伴ふのである。而も本文に於て述べた如く夫婦年齢差が大となる程女子人口に對する男子人口の割合が少となり従つて女子の婚姻に對する機會が少くなるのであるから、女子を適齡に於て結婚せしむる爲には同時に男子をも早期に結婚せしめねばならない。曾て自由主義思想華やかなりし頃、結婚は墓場なりと云ふ流行語さへ生じ特に都會の適齡女子は結婚生活に入るを嫌惡する如き氣風があつたが、今日では此の様な思想は何處にも見受けることが出来ない。年頃の娘を持つ母親は何れも皆一日も早く適當なる婿のあらんことを常に

念じ、娘も亦、結婚を目標に焦慮してゐる有様である。此の様な状況に於ては女子に對して早婚を奨励する必要は殆ど無いとさへ思はれる。即ち今後の結婚奨励策は専ら男子に對して行ふべきであり、青年男子が早く一家を営み得るやう經濟的諸政策を實施することが望ましいのである。

扱、本論に戻つて適當なる夫婦年齢差如何と云ふ問題であるが、可及的多數の女子を結婚可能ならしめる爲には全國未婚者人口に就て性比を計算した結果に基いて考察すれば平均三歳乃至四歳が望ましいこととなる。何となれば夫婦年齢差を三歳とすれば性比一〇四・九七となり、四歳とすれば九一・九八となり、平均年齢差が三歳乃至四歳程ならば大體に於て男女の割合は均衡を得るからである。即ち昭和十年の初婚者平均年齢差三・九四九よりも更に縮めなければならない（一五歳乃至三〇歳の女子總人口に對する男子の割合から考察すれば夫婦同年齡乃至夫が妻よりも一歳年長の場合が最も性比が均衡を得てゐるが、將來の婚姻に就て問題となるのは主として未婚者であるから茲には未婚者の觀察に基いて結論を導いた）。

茲に注意を要するのは以上の結論は殆ど平時なりし昭和十年の統計に基くものであつて、今日の如く多數青年男子人口を兵士として送り出してゐる戦時に於ては自ら別途の考慮と對策が必要である。

戦時に於て男子を中心として結婚期を考へると、入營乃至出征前の婚姻と歸還後の婚姻の二者に分けられる。女子の適齡婚と男女の數の均衡の兩者の條件を満す爲には第一に可及的的男子が入營或は出征前に結婚するを要する。然しながら實狀としては、農村に於ては入營或は出征前の婚姻も可能であらうが都市に於ては困難な事情が多い。此の様な場合は結局結婚は歸還後迄延期されることとなるが、之に伴つて當然女子の婚姻も延期されることとなる。緒論に於て既に述べた如く若しも歸還兵士が結婚に際し適

齡期の女子のみを配偶者を選択せんとする時は待期した適齡を過ぎたる或ひは將に過ぎんとする女子群は永久に配偶者を得られないこととなるし、又他方本文に於て縷述せる如く夫婦の年齢差が開く時は女子人口の過剩を來すこととなり、兩々相俟つて配偶を得られざる多數の女子群を生ずるのである。之は人口増殖政策に直ちに好ましくないからざる影響を及ぼすのみならず、社會風教上の見地からも面白からざる現象を招くことは瞭らかである。よつて之に對する方策として、歸還兵士も亦自身と餘り年齢差の大ならざる女子を配偶に選擇せられることが必要であらうと思ふ。

支那事變及び大東亞戰爭を通じ、此の様な長期戦は未だ曾て我が國民の經驗せざる處であつて、従つて戰爭が直接婚姻年齢や、夫婦年齢差に著しき影響を及ぼしたことは我國には未だ存しない。然るに前歐洲大戰時の歐洲諸國に於ては著しき影響が見られた。戦後に於ては平均婚姻年齢が男女共に遅延すると共に夫婦年齢差も高まつてゐる。一九一四年より一九一八年の間に男子の婚姻年齢は二・三歳、女子は一・四歳高まり、其の結果夫婦年齢差は三・二歳から三・七歳に開いた。⁽¹⁰⁾之は當時の歐洲の女子人口過剩に拍車をかけたものと考へられる。戦後或者は提唱して男子は一六歳にて結婚すべし、女子は二五歳迄結婚すべからず、然る時は生物學的に最も多數の出産を期待し得られると言つたと云ふ。⁽¹¹⁾

我國では之程極端なことは考へる必要はないが、少くとも今日の戦時に於ては男女の婚姻年齢差を現在以上に縮少せしめることを重要なりと思ふ。⁽¹²⁾

以上を要するに、夫婦年齢差を考慮して男女の數的比率を觀察したところ、婚姻形態としての一夫一婦制の基礎の上に未婚女子人口の可及的大部分を婚姻生活に入らしむる爲には、昭和十年の如き平時に於ても平均夫婦

年齢差たる四歳を幾分縮少せしめる要があり、従つて女子の適齡婚乃至早婚を奨励する爲には同時に男子をも早期に婚姻せしむる必要がある事を知つたのである、又他方種々の事情により婚姻年齢の遅延したる男子の配偶選擇に際しては必ずしも女子の適齡婚を主張することは出来ないと言ふ結論に到達した。

(1) John Graunt, natural and political Observations mentioned in a following

Index, and made upon the Bills of mortality, 1676

久留間鮫造譯「グラント 死亡表に關する自然的及政治的諸觀察」一七五頁

(2) (3) 同書 一七八頁

(4) 同書 一八二頁

(5) Süsmilch, Göttliche Ordnung II. 1788, S. 243ff.

(6) Alexander von Oettingen, Die moralstatistik in ihrer Bedeutung für eine Socialethik 1882 S. 50

(7) ibd. S. 51

(8) ibd. S. 53

(9) (10) Westermarck, The History of Human Marriage vol. III. 1922, p. 52

(11) ibd. vol. III. p. 158

(12) Ch. Letourneau, The Evolution of Marriage p. 73

(13) 一九一九年ドイツ、オーストリア、ハンガリー、イギリス、フランス、イタリアの諸國に於て一八歳乃至四五歳の男子一、〇〇〇人に對し女子一、二〇五人であつた。

Döring, C., Die Bevölkerungsbewegung im Weltkrieg H. III. 1920 S. 59

(14) 此の結果として人口増殖に損失を生ずるは勿論、社會風教上も多くの憂慮すべき状態が起る。前歐洲大戰後には最も著名であつた。

Gradua は「一八歳乃至四五歳の婦人に對し今日僅かに残された選擇は職業か Prostitution しかない」と言つてゐる。——南亮三郎「人口理論と人口政策」一三三頁より引用

海軍大佐平出英夫氏は婦人公論七月號に於て次の如く述べて居られる。「一方

日本の人口問題から考へても、人口比が亂れるといろ／＼な悪弊が出てくると思ひます。之は重大問題ですから人口比が亂れない様にそして人口が減らない様に努めなければいけないと思ふので……フランスが非常に苦しんだ事はこの前の歐洲大戰の時に若い男達が何百萬となく戦死したことです。それが今日フランス敗れたりの大きな原因だと思ひます。男が足りなくて女が多いといふ事はどうしても倫理が亂れる因であります。云々」

(15) Sorokin and Zimmernan Principles of Rural-urban Sociology, 1929

京野正樹譯「都市と農村——其の人口交流——」二二二頁

(16) 篠田紘(第四回人口問題全國協議會報告)、米澤傑(三八回日本婦人科學會總會目錄)兩氏は一七、八歳には婦人は成熟すると言ふ。松浦氏は一九歳に於て最も分娩容易なりとし、三谷氏(第一三回人口問題同政者會合講演)は同じく一九歳の分娩最も容易にして胎兒の健康の點から見れば二三歳を最も適當としてゐる。岩田氏(昭和十六年二月國民優生聯盟研究會講演)は一八歳乃至二〇歳を初産に最も適當と考へてゐる。

(17) 兒山は本研究所産力調査の結果を用ひて夫の婚姻年齢の出産力に及ぼす影響の輕微なることを認めた。人口問題研究第三卷第四號三五頁

(18) 島村俊彦 人口問題研究二卷十一號

(19) Vaering, M., Wie ersetzt Deutschland am Schnellsten die Kriegsverluste durch Gesunden Nachwuchs? 1916 S. 22 ff. ——南亮三郎「人口理論と人口政策」一四〇頁より引用

(20) 夫婦の年齢差を縮少せしめる爲には特に思想宣傳を必要とする事は勿論であるが、一般に就中男子が早婚になる程年齢差が少くなるものであるから、婚姻促進の爲の政策は間接に同時に此の目的を達し得るであらう。例へば一九三四

年獨逸 Königsberg に於て結婚した夫婦の内結婚貸付金を給付された夫婦は、之を要求しなかつた夫婦よりも平均婚姻年齢が少いのみならず、平均年齢差も少かつた。特に中産階級に於ては顯著に兩者の差異が現れ、前者の年齢差は二・七〇歳、後者は五・〇五歳であつた。——Jobst, W., Bevölkerungspol-

tische Auswirkungen der Ehestandsdarlehen, Archiv für Bevölkerungswissenschaft und Bevölkerungspolitik X. Jg. 1940, H. 1. S. 9.

昭和十八年度豫算編成に於ける人口政策考慮の閣議決定

昭和十七年七月十七日の閣議は昭和十八年度豫算編成の件に關し「豫算の編成に際しては豫め行政各部の首腦者相協力して政府の實行すべき重要國策を先議畫定すること」を決定したが、右十八年度に於いて實施すべき重要政策として軍事防空、生産力擴充、大東亞建設、戰時國民生活確保と共に、更に人口増強及び文教刷新の五項を決定し、昭和十八年度重要事項豫算統制大綱として右の如く發表された。

昭和十八年度重要事項豫算統制大綱

昭和十八年度重要事項の豫算については左記大綱によりこれを統制するものとす

- 一、昭和十八年度において實施すべき重要政策は左の諸項に該當するものに限り、その具體的内容は豫算編成に先立ち閣議において先議畫定するものとす
- (一) 軍事、防空その他直接戰爭遂行上必要なるもの
- (二) 國防力の緊急増強のため戰時總動員計畫および生産力擴充上必要缺くべからざるもの

- (三) 大東亞建設のため必要缺くべからざるもの
- (四) 食糧政策、保健政策その他國民の戰時生活確保のため必要缺くべからざるもの
- (五) 人口の増強ならびに文教の刷新振興の爲必要缺くべからざるもの

二、資金、物資および勞務の需給の實勢に基き政府使用部分の總量を概定しこれ等動員諸計畫と豫算との適合を圖るものとす

大東亞建設審議會第四回總會に於ける第六及第八部會答申の決定

大東亞建設審議會の各部會に於ける審議結果の内既に答申の決定を見たるものについては本誌前號本欄所報の如くであるが、昭和十七年七月一日開催されたる第四回總會は更に第六部會(農林水産業及び畜産業に關する方策)及び第八部會(交通の方策)の審議結果を答申として決定するに到つた。鈴木幹事長談の形式を以て發表せられたるその内容を掲ぐれば以下の如くである。

大東亞建設審議會の審議經過に關する

鈴木幹事長談

去る五月四日の第二回總會において内閣總理大臣より諮問第五として大東亞經濟建設基本方策に基づく(一)大東亞の鑛業、工業及び電力 (二)大東亞の農業、林業、水産業及び畜産業 (三)大東亞の交易及び金融 (四)大東亞の交通に關する具體的方策の諮問があり、これにより新たに商工、農林、大藏及び逓信の

各大臣を部會長とする第五乃至第八部會が設けられ、爾來各部會とも斯界の權威者たる専門委員をも加へ諮蓄を傾けて極めて熱心に審議を續行し雄大な構想の下、具體的にしてかつ實行性に富める建設方策の樹立に邁進されたのである。本日の大東亞建設審議會第四回總會においては、右のうち第六部會で審議された大東亞の農業、林業、水産業及び畜産業に關する方策、第八部會で審議された大東亞交通基本方策等の答申案がそれごとく決定された、その要旨は次の通りである。

大東亞の農業、林業、水産業及び畜産業に關する方策の概要

- 第一、方針 大東亞の農、林、水、畜産業建設の基調は大東亞經濟建設基本方策に則り八紘爲宇の大義を沿く圈内各地域の農村に顯現し、必要なる農、林、水、畜産物の生産を増強して大東亞の自主的國防經濟を確立し、かつ特産資源を活用して大東亞の世界經濟に對する優位を確保することとし、これがため一、皇國民發展の源泉たる農村の維持育成に努めて以て剛健雄渾なる精神の發揚を期すると共に圈内各地域の農民をして各、その生業に安んぜしめ大東亞諸民族結合の強化に資せしむること
- 二、皇國における農業、林業、水産業及び畜産業の劃期的發展を圖ると共に、各地域の資源の特性を發揮せしめ以て大東亞の綜合經濟力を充實すること
- 三、皇國の必要とする主要食糧については日滿を通ずる自給力の充實確保を圖ること
- 四、南方原住農民指導に當りては勤勞精神を作興し漸次農業經營の改善を圖ることとするも差當り住

昭和十八年度豫算編成に於ける人口政策考慮の閣議決定

昭和十七年七月十七日の閣議は昭和十八年度豫算編成の件に關し「豫算の編成に際しては豫め行政各部の首腦者相協力して政府の實行すべき重要國策を先議畫定すること」を決定したが、右十八年度に於いて實施すべき重要政策として軍事防空、生産力擴充、大東亞建設、戰時國民生活確保と共に、更に人口増強及び文教刷新の五項を決定し、昭和十八年度重要事項豫算統制大綱として右の如く發表された。

昭和十八年度重要事項豫算統制大綱

昭和十八年度重要事項の豫算については左記大綱によりこれを統制するものとす

- 一、昭和十八年度において實施すべき重要政策は左の諸項に該當するものに限り、その具體的内容は豫算編成に先立ち閣議において先議畫定するものとす
- (一) 軍事、防空その他直接戰爭遂行上必要なるもの
- (二) 國防力の緊急増強のため戰時總動員計畫および生産力擴充上必要缺くべからざるもの

- (三) 大東亞建設のため必要缺くべからざるもの
- (四) 食糧政策、保健政策その他國民の戰時生活確保のため必要缺くべからざるもの
- (五) 人口の増強ならびに文教の刷新振興の爲必要缺くべからざるもの

二、資金、物資および勞務の需給の實勢に基き政府使用部分の總量を概定しこれ等動員諸計畫と豫算との適合を圖るものとす

大東亞建設審議會第四回總會に於ける第六及第八部會答申の決定

大東亞建設審議會の各部會に於ける審議結果の内既に答申の決定を見たるものについては本誌前號本欄所報の如くであるが、昭和十七年七月一日開催されたる第四回總會は更に第六部會(農林水産業及び畜産業に關する方策)及び第八部會(交通の方策)の審議結果を答申として決定するに到つた。鈴木幹事長談の形式を以て發表せられたるその内容を掲ぐれば以下の如くである。

大東亞建設審議會の審議經過に關する

鈴木幹事長談

去る五月四日の第二回總會において内閣總理大臣より諮問第五として大東亞經濟建設基本方策に基づく(一)大東亞の鑛業、工業及び電力 (二)大東亞の農業、林業、水産業及び畜産業 (三)大東亞の交易及び金融 (四)大東亞の交通に關する具體的方策の諮問があり、これにより新たに商工、農林、大藏及び逓信の

各大臣を部會長とする第五乃至第八部會が設けられ、爾來各部會とも斯界の權威者たる専門委員をも加へ蘊蓄を傾けて極めて熱心に審議を續行し雄大な構想の下、具體的にしてかつ實行性に富める建設方策の樹立に邁進されたのである。本日の大東亞建設審議會第四回總會においては、右のうち第六部會で審議された大東亞の農業、林業、水産業及び畜産業に關する方策、第八部會で審議された大東亞交通基本方策等の答申案がそれごとく決定された、その要旨は次の通りである。

大東亞の農業、林業、水産業及び畜産業に關する方策の概要

- 第一、方針 大東亞の農、林、水、畜産業建設の基調は大東亞經濟建設基本方策に則り八紘爲宇の大義を沿く圈内各地域の農村に顯現し、必要なる農、林、水、畜産物の生産を増強して大東亞の自主的國防經濟を確立し、かつ特産資源を活用して大東亞の世界經濟に對する優位を確保することとし、これがため一、皇國民發展の源泉たる農村の維持育成に努めて以て剛健雄渾なる精神の發揚を期すると共に圈内各地域の農民をして各、その生業に安んぜしめ大東亞諸民族結合の強化に資せしむること
- 二、皇國における農業、林業、水産業及び畜産業の劃期的發展を圖ると共に、各地域の資源の特性を發揮せしめ以て大東亞の綜合經濟力を充實すること
- 三、皇國の必要とする主要食糧については日滿を通ずる自給力の充實確保を圖ること
- 四、南方原住農民指導に當りては勤勞精神を作興し漸次農業經營の改善を圖ることとするも差當り住

民在來の慣行に急激なる變化を與へざることを主眼とし技術及び經濟兩面に互る各般の施策は各地域の實情、特にその民度に應じ緩急宜しきを得しむること

第二、要領 一、主要食糧對策は大東亞を通ずる自給

確保を圖ることを根本とするも皇國の必要とする主要食糧について日滿を通ずる自給力の充實確保を圖ることを根幹とし、南方における生産を補填食糧として確保することなほ主要食糧對策は平戰兩時における供給を確保するため相當數量の貯蔵を行ふと共に皇國を中心とする強力なる交流機構を樹立し圈内各地域を通ずる供給の圓滑を期すること

二、大東亞の林業は皇國を核心として氣候、風土、

地貌等を勘案せる綜合立地計畫的森林經營の適切な實施を圖ると共に差當り軍需及び生産力擴充上必要な資材の供給を確保するため南方森林資源の統制ある急速かつ效率的開發培養を圖ること

三、大東亞の水産業は内外地を通ずる綜合的計畫の

下に皇國水産業態勢の整備強化に努め、大東亞水産業の指導的態勢を確立すると共に、各地域の特性に應じ水産業の指導開發に努め水産物の供給確保を期し冷蔵、冷凍、加工等の施設を整備し以て大東亞水産業の綜合的發展を圖り併せて大東亞を中心とする水産圏の擴張に資すること

四、大東亞の畜産業は皇國を核心とし各地域の特性

に應じ畜産資源の積極的培養に努め大東亞における畜産食糧の供給確保を圖るとともに羊毛、毛皮、皮革等の生産擴充を行ひ特に皇國において農畜一

體の經營による農業の確立を期すること

五、大東亞の纖維資源は圈内を通じ自給確保を圖るため棉花、麻類、蠶絲類、羊毛、パルプ等各種資源を各地域の特性に應じ綜合的に開發利用すること

六、砂糖、ゴム、植物油脂及び油脂原料、茶、規那、

マニラ麻、チークその他特用林産物、葉煙草、香辛原料等は皇國の特産資源なるを以て需給の實情に照應し、これが綜合的開發培養を圖ると共に科學的利用等の方途を講じ以て世界經濟に對し將來に互る大東亞の優位を確保すること

七、圈内各地域に對する食糧その他の農林物資の圓滑なる供給の確保を圖ることを自途としてその需給調整に關する基本計畫を決定すると共に強力なる交流機構を樹立すること

八、大東亞建設に伴ふ人口政策において決定せる皇國民人口の四割を我が民族培養の源泉たる農業に確保する既定方針に則り農民が矜恃を以て農業にその全力をそそぎ十分なる創意を發揮し得るが如き專業農家を育成保持し大東亞建設を推進するに足る剛健なる精神、雄渾なる氣宇の培養源泉たらしむるため各般の施策を講ずることとし、以て皇國農業及び農民の維持培養を圖ること

九、大東亞に於ける主要食糧等の生産計畫に即應し肥料その他の資材の供給確保を圖り生産計畫の達成に遺憾なきを期すること

十、大東亞の各地域に互り資源土地、氣象及び農村

實態等各般の事項に關し徹底的調査研究をなしかつ可及的速かに調査研究指導機關を整備強化する

と共に技術その他各般の指導者の養成充實を圖ること、なほ速かに各地域に現存する調査研究機關に優秀なる指導者等を派遣すると共に努めて現地在住の研究者を活用しかつ現存資料散逸を防止しこれが綜合的活用を圖ること

大東亞交通に關する方策の概要

第一、方針 大東亞交通基本政策は大陸と海洋と島嶼により構成せらるゝ大東亞圏を拓開し皇國を核心としてこれが有機的結合を圖り國防力を充實すると共に物資の交流を確保し産業の建設を促進せしめ以て大東亞戰爭を完遂し、大東亞の根基を強化し進んで世界新秩序建設における皇國の主動的地位を確立するを主眼とすることとし、これがため

一、交通に關する施策は大東亞國土計畫の見地に立ち綜合的にこれを實施すること

二、交通施設は戰力への轉換を考慮すると共に國防力の充實並に物資の交流を確保し得る如く諸般の施策に先行してこれを整備すること

三、交通各部門の機能、特性に應じこれが綜合能率を最高度に發揮せしむる如く輸送の計畫化を圖ること

四、交通要員はこれを計畫的に養成増強し必要なる豫備員を保有すること、航空、海洋、自動車、通信等の分野において青少年を錬成し戰時要員確保の基底を擴大すること

五、輸送の合理化を圖り輸送能率の向上を期し得る如く産業の配分につき考慮すること

六、大東亞における交通體制確立のため交通に關する行政機構を整備強化しかつ交通に關する綜合調

査研究機關を設置すること

第二、要領 一、日本海、東支那海、南支那海等の領域においてはこれを大東亜の内海たらしめ以て皇國を核心とする日滿支の結合を強化すると共に南方諸地域においては海陸空に互り必要なる施設を整備すること

二、大陸圏においては大陸面に對する國防上の要請、重要基礎産業の建設並に基礎資源の開發交流を確保し更にこれを國外連絡開拓の基地たらしむること

三、南方その他の海洋諸地域においては海洋面に對する國防上の要請に即せしむるの外、各種重要資源の開發交流を確保し、進んでこれを世界に對する交通力發展の前進基地たらしむること

四、交通各部門の施設を整備擴充すると共に相互間の有機的連絡を圖り綜合能率の發揮を期すること

五、海運については航路の整備擴充、船腹の飛躍的増強、南方諸地域における造船所、船舶修理施設等の急速復舊、航路標識その他航路保全に必要な施設及び通信網の整備、船員の計畫的養成、青少年に對する海洋訓練の徹底等を圖ること

六、港灣については重點的かつ綜合的にこれを整備擴充し埠頭施設の改良並に埠頭、倉庫及び埠等の運営の合理化等を圖ること

七、河川及び運河については國防産業計畫に對應し水運、利水及び治水に關する整備を綜合的に實施すること

八、鐵道については南北縱貫鐵道その他の重要幹線、特に國防上並に生産力擴充上必要な線路を

速かに増強すると共に鐵道車輛の生産力を擴充し、主として機關車及び貨車を増備しかつ鐵道要員を計畫的に養成すること

九、自動車については國防上の要請に即應し特に貨物自動車の生産力及び保有量の飛躍的増大を圖ること、自動車工業に關する技術の調期的向上、規格の統一、自動車燃料政策の確立、青少年に對する國防機械化の訓練の強化等を圖ること

十、道路については自動車の高度發達の基礎を確保するため道路網、特に重量自動車の高速度交通に適する道路の整備擴充を圖ると共にこれがため必要な體制を整備すること

十一、航空については皇國を核心とする滿支及び南方諸地域に對する主要幹線航空路を急速に整備し、かつ適切な空路の運營方式を定め、飛行場、氣象、通信等の施設の整備、航空機工業及び航空研究機關の擴充、航空要員の養成等を圖ること

十二、通信については皇國を核心として皇國と圏内各地域並に圏内各地相互間を綜合する大東亞幹線通信路を綜合的に整備すると共に圏外通信網の擴大を圖ること、これがため通信事業體制の整備、電波の統制、通信機器工業及び通信研究機關の擴充、通信要員の確保を圖ること

十三、放送及び氣象に關する施設を整備擴充すること

生活必需物資綜合計畫の閣議決定

政府に於いては本年度より物資動員計畫とは別に米穀等特に國民生活に直接關係ある物資の確保を目的と

する綜合計畫を樹立するに決し、昭和十七年六月二十七日の閣議に於いてその成案の正式決定を見るに到つた。企畫院總裁談の形式を以て發表されたるその内容を掲ぐれば左の如くである。

生活必需物資綜合計畫に關する 企畫院總裁談

戰時國民生活の安定を圖り國民活動力の強化を期するため日常生活に密接不離の關聯にある重要生活必需物資につきこれが周到なる供給の計畫化とその圓滑なる實行を圖るを緊要と認め、政府においては從來これが遂行をなしたつたが今回本年度生活必需物資の綜合計畫を策定し、本日閣議でこれが決定をなすに至つた、本年度における生活必需物資動員計畫は米穀、麥類、諸類、野菜魚介類、肉類、食用油脂、食料鹽、味噌、醬油、牛乳の食糧品、木炭等家庭燃料及び衣料等重要生活必需物資につき立案し左の諸點につき特別の考慮を加へたのである。

- 一、物資動員計畫に照應せしめたこと
- 二、米穀等重要食糧につき詳細の計畫を設けしこれが確保を期したこと
- 三、蔬菜魚介類、牛乳等については生産集荷、配給の實體に即し主要消費地に對する需給を考慮し計畫を爲したこと

しかして本計畫を實施する上においてこれが萬全を期するため所要資材の確保を圖るは勿論、集荷配給につきその公正的確を期した品質、規格等の適正を圖る等各般の施設工夫が必要なることは當然のことであり、政府としては鋭意努力致したき考へである特に國

民生活必需物資の供給確保については陸海軍の多大なる協力を得て來てゐる次第であつて、本計畫の樹立及び實施によつて生活必需物資の供給に総合的なる目標が定まり戰時國民生活の安定を確保する上において極めて大なる効果を期し得ると存するのである。しかしながらいふまでもなく現在は大東亞戰爭の最中であり、この大戰爭を勝ち抜くためには國民として益々實剛健にして清新簡素なる戰時生活を營むべきであつて、この點に關し國民各位は大東亞戰爭の完遂と大東亞の建設といふ大業を翼賛し奉る國民的感激を以て自主的に物心兩面に互りその生活の戰時體制化を圖られ本計畫の目的達成に協力せられんことを望んで已まない次第である。

昭和十七年度生活必需物資綜合計畫は大東亞戰爭の長期戦たる性格に鑑み國民生活の最低限度を確保するため本年度より特に設定された國家計畫であつて、政府の國民生活安定に關する熱意を示すものとして注目されると共に物動計畫が從來の原料物動より製品物動へ進展したところに特徴を有するものである、本計畫の對象となつた國民生活必需物資は (一)食糧物資(米麥等) (二)家庭燃料物資(木炭等) (三)衣料物資(纖維品等)であつてこれ等の諸物資を物動計畫と密接な關聯の下に計畫化し特に食糧物資等重要物資については需給、配給計畫等詳細な計畫を樹立したものであるが、なかんづく味噌、醬油等については製品に至るまでの計畫を設定、製品物動としての特色を發揮するに努めこれ等物資の生産資材の確保より末端配給に至る各部分に齟齬なからしめたのである。本計畫の設定によつて生活必需物資は各省において實施してゐる物

資統制策と照應して全面的に確保され戰時下國民生活に強力な安定性を附與するが、なほ國民生活に密接な關係ある物資については今後研究の上明年度以降本計畫に包括せしめてゆく方針である。

船員法施行令中改正の件公布

船員法施行令中改正の件は昭和十七年六月二十四日付官報を以て左の如く公布せられた。

船員法施行令中改正ノ件

(昭和十七年六月二十三日 勅令第五百九十四號)

船員法施行令中左ノ通改正ス

第二條ノ二 專ラ日本各港間ヲ航行スル船舶ニ於テハ十四歳以上ノ者ヲ石炭夫又ハ火夫以外ノ船員トシテ使用スルコトヲ得

第三條第二項中「ニシテ總噸數二千噸ヲ超エザルモノ」ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

昭和十三年三月二十日勅令第三十五號船員法施行令抄録

第三條第二項

專ラ日本各港間ヲ航行スル船舶ニシテ總噸數二千噸ヲ超エザルモノニ於テハ十六歳以上ノ者ヲ、漁船ニ於テハ十五歳以上ノ者ヲ石炭夫又ハ火夫トシテ使用スルコトヲ得

食糧管理法の一部施行期日の件公布

第七十九回帝國議會の協賛を経たる食糧管理法については第三卷第三號本欄所載の如くであるが、その一部施行期日に關する勅令は昭和十七年六月二十四日付官報を以て左の如く公布せられた。

食糧管理法ノ一部施行期日ノ件

(昭和十七年六月二十三日 勅令第五百九十二號)

食糧管理法第一條乃至第七條、第九條乃至第二十三條、第二十五條乃至第三十四條、第三十五條第三號、第三十六條、第三十八條乃至第四十三條、第四十五條第一項第一號乃至第三號、第五號乃至第八號及同條第二項第三項並ニ第四十六條乃至第五十七條ノ規定ハ昭和十七年七月一日ヨリ、同法第三十七條ノ規定ハ同法第三十一條、第三十二條、第三十四條及第三十五條第三號ノ規定ニ關係アル範圍内ニ於テ同日ヨリ之ヲ施行ス

食糧管理法施行令の公布

食糧管理法施行令は昭和十七年六月二十四日付官報を以て左の如く公布せられた。

食糧管理法施行令 (昭和十七年六月二十三日 勅令第五百九十二號)

第一條 食糧管理法第二條ノ規定ニ依リ食糧ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 雜穀
- 二 穀粉
- 三 甘藷及馬鈴薯並ニ其ノ加工品タル食糧
- 四 麵類

第二條 食糧管理法第三條第二項ノ買入ノ價格ハ毎年當該年産ノ米穀ニ付四月三十日迄ニ翌年産ノ大麥稗麥及小麥ニ付十月三十一日迄ニ農林大臣之ヲ定メ告示ス

支米及支麥ニ付テノ前項ノ買入ノ價格ハ農林大臣ノ定ムル標準買入價格ヲ農林大臣ノ指定スル銘柄及等級ノ米麥ノ買入ノ價格ノ各總平均タラシムル計算ノ下ニ命令ノ定ムル所ニ依リ格差ニ從ヒ各銘柄及等級ノ米麥毎ニ之ヲ定ム

第一項ノ買入ノ價格ハ前項ノ規定ニ依リ定ムル支米及支麥ノ買入ノ價格ニ準據シテ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ定ム

第二項ノ標準買入價格ハ米麥ノ生産費ニ運賃諸掛ヲ加ヘタル額ニ基キ米麥ノ價格指數ト物價指數トノ關係ヨリ算出シタル價格及經濟事情ヲ參酌シテ之ヲ定ム

前項ノ米麥ノ生産費ノ算出方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 内地産ノ米麥ニ付テノ食糧管理法第四條第二項ノ賣渡ノ價格ハ命令ノ定ムル所ニ依リ支米及支麥ニ在リテハ農林大臣ノ定ムル標準賣渡價格ト前條第二項ノ標準買入價格トノ差額ヲ同項ノ規定ニ依リ定ムル各銘柄及等級ノ米麥ノ買入ノ價格ニ加減シ運賃諸掛等ヲ參酌シテ毎年農林大臣之ヲ定メ精米及精麥ニ在リテハ支米及支麥ノ賣渡ノ價格ニ準據シテ毎年農林大臣之ヲ定ム

前項ノ標準賣渡價格ハ支米ニ付テハ家計費ヲ基礎トシテ算出シタル家計米價ニ基キ米價指數ト物價指數

トノ關係ヨリ算出シタル價格及經濟事情ヲ參酌シテ之ヲ定メ支麥ニ付テハ支米ノ標準賣渡價格及經濟事情ヲ參酌シテ之ヲ定ム

前項ノ家計米價ノ算出方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
外地産又ハ外國産ノ米麥ニ付テノ食糧管理法第四條第二項ノ賣渡ノ價格ハ第一項ノ規定ニ依リ定ムル内地産ノ米麥ノ賣渡ノ價格ヲ參酌シテ農林大臣之ヲ定ム

農林大臣米麥ノ賣渡ノ圓滑ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ第一項又ハ前項ノ規定ニ依リ定ムル價格ニ基キ農林大臣ノ定ムル標準價格ヲ以テ食糧管理法第四條第二項ノ賣渡ノ價格ト爲スコトヲ得

第四條 第二條又ハ前條ノ規定ニ依リ定ムル買入又ハ賣渡ノ價格ハ經濟事情ノ變動著シキ場合ニ於テハ前二條ノ例ニ依リ之ヲ改定スルコトヲ得

第五條 食糧管理法第七條第一項ノ規定ニ依リ主要食糧ノ貸付ハ災害事變其ノ他之ニ準ズベキ事由アル場合ニ於テ道府縣ガ市町村、産業組合、農會等ニ對シテ主要食糧ノ貸付又ハ賣渡ヲ爲サントスル場合ニ當該道府縣ニ對シテ之ヲ行フ

前項ノ貸付ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 食糧管理法第七條第二項ノ規定ニ依リ主要食糧ノ交付ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ之ヲ行フ
一 公共團體、公益法人其ノ他農林大臣ノ適當ト認ムル者ガ主要食糧ヲ試驗研究ノ用ニ供セントスルトキ
二 災害事變ニ際シ市町村ガ其ノ住民ニ主要食糧ヲ

貸付又ハ交付スル場合ニ道府縣ガ當該市町村ニ對シ主要食糧ヲ交付セントスルトキ

前項ノ交付ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 農林大臣ハ食糧管理法第九條ノ規定ニ基キ米麥ノ生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有シ小作料トシテ之ヲ受クル者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米麥(同法第三條第一項ノ規定ノ適用ヲ受クルモノヲ除ク)ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ販賣組合、農業倉庫業者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ニ賣渡シ又ハ其ノ販賣ノ委託ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第八條 農林大臣ハ食糧管理法第九條ノ規定ニ基キ米麥ノ生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有シ小作料トシテ之ヲ受クル者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米麥ニシテ前條又ハ同法第三條第一項ノ規定ノ適用ヲ受クルモノノ保管ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第九條 農林大臣ハ食糧管理法第九條ノ規定ニ基キ販賣組合、農業倉庫業者、販賣組合聯合會、地方食糧營團其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ニ對シ米麥ノ買受若ハ販賣ノ受託又ハ其ノ者ガ買受ケ若ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル米麥ノ賣渡若ハ販賣ノ委託ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 農林大臣ハ食糧管理法第九條ノ規定ニ基キ第七條、前條又ハ同法第三條第一項ノ規定ニ依リ賣渡又ハ販賣ノ委託ヲ爲スベキ場合ヲ除クノ外米麥ヲ所
有スル者ニ對シ其ノ者ノ行フ米麥ノ賣渡又ハ販賣ノ委託ニ關シ其ノ相手方ヲ制限スルコトヲ得

第十一條 精米又ハ精麥ノ設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十二條 農林大臣ハ食糧管理法第十條ノ規定ニ基キ主要食糧ノ價格、加工賃又ハ製造ノ料金ノ額ヲ指定スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル額ノ指定ハ告示ニ依リテ之ヲ爲ス第一項ノ規定ニ依リ額ノ指定アリタルトキハ他ノ法令ニ拘ラズ其ノ額ヲ超エテ主要食糧ノ價格、加工賃

又ハ製造ノ料金ノ額ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ價格、加工賃又ハ製造ノ料金ノ支拂者又ハ受領者ニ於テ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一項ノ指定ハ指定實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

一 注文品ノ價格又ハ製造ノ料金ニ付生産者又ハ製造者ガ生産又ハ製造ニ著手シタルモノ

二 注文品以外ノモノノ價格ニ付買主其ノ他ノ支拂者ガ目的物ノ引渡ヲ受ケタルモノ

三 加工賃ニ付加工者ガ目的物ノ引渡ヲ受ケタルモノ

第十三條 前條ノ規定ハ契約ノ當事者ニシテ營利ヲ目的トシテ當該契約ヲ爲スニ非ザルモノニハ之ヲ適用セズ但シ當該契約ヲ爲スコトガ自己ノ業務ニ屬スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 第十二條ノ規定ハ左ニ掲グル價格、加工賃又ハ製造ノ料金ニハ之ヲ適用セズ
一 關東州、滿洲及支那以外ノ地ト内地トノ間ニ於

ケル輸出入取引ノ價格

二 其ノ他命令ヲ以テ定ムルモノ
第十五條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第十二條ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第十六條 食糧管理法第十一條第一項ノ規定ニ依ル許可ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ受クルコトヲ要セズ

一 政府ノ命令ニ依リ米麥ヲ輸出若ハ移入又ハ輸入若ハ移入スルトキ
二 政府ガ米麥ノ買入又ハ賣渡ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ委託ヲ受ケ米麥ヲ輸入若ハ移入シ又ハ輸出若ハ移出スルトキ

三 船用品タル米麥又ハ命令ヲ以テ定ムル旅客ノ携帶品タル米麥、標本米麥其ノ他之ニ準ズベキモノヲ輸出若ハ移入又ハ輸入若ハ移入スルトキ

第十七條 農林大臣ハ命令ニ定ムル職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第十八條 農林大臣必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村長又ハ之ニ準ズベキモノヲシテ主要食糧ノ管理ノ實施ニ關シ必要ナル事務ヲ行ハシムルコトヲ得

前項ノ事務ニ關スル費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村又ハ之ニ準ズベキモノヲシテ之ヲ負擔セシムルコトヲ得

第十九條 食糧管理法第四條第一項ノ規定ニ依ル指定及同法第十一條第一項ノ規定ニ依ル許可ハ農林大臣之ヲ行フ

食糧管理法第十五條第一項第三項第十六條第一項第十八條乃至第二十條、第二十一條第一項、第二十

三條、第二十六條第一項、第四十六條、第四十七條第一項第二項及第四十九條第一項中政府トアルハ農林大臣トシ同法第二十五條第二項、第二十九條ニ於テ準用スル同法第十五條第三項、第十九條第三項、

第二十條、第二十一條第一項及第二十三條並ニ第五十一條ニ於テ準用スル同法第四十六條、第四十七條

第一項第二項及第四十九條第一項中政府トアルハ地方長官トス

食糧管理法第十四條第一項及第三十條中政府トアルハ中央食糧營團ニ付テハ農林大臣トシ地方食糧營團ニ付テハ地方長官トス

第二十條 農地開發法施行令第二章第一節及第二章第四節ノ規定ハ食糧營團ニ付テハ準用ス但シ同令第三十三條中農林大臣トアルハ地方食糧營團ニ付テハ地方長官トス

農地開發法施行令第二章第二節ノ規定ハ中央食糧營團ニ付テハ準用ス

第二十一條 食糧營團ノ登記ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則
第二十二條 本令ハ昭和十七年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十三條 食糧管理法第三條第二項ノ買入ノ價格及同法第四條第二項ノ賣渡ノ價格ニシテ本令施行ノ際必要ナルモノハ米穀配給統制法第四條及價格等統制令第七條ノ規定ニ基キ定メタル米麥ノ政府ノ買入及賣渡ノ價格ニ準據シテ本令施行ノ日ニ農林大臣之ヲ定ム

第三條第五項及第四條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準

附用ス

第二十四條 小麥粉ハ昭和十八年十月三十一日迄ハ命

令ノ定ムル所ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザ
レバ之ヲ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入スルコトヲ
得ズ但シ船用品、郵便物其ノ他命令ヲ以テ定ムルモ
ノハ此ノ限ニ在ラズ

農林大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依リ
許可ヲ受ケ小麥粉ノ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入
ヲ爲スコトヲ得ル者ノ範圍ヲ制限スルコトヲ得

第二十五條 粟及高粱ノ輸入税ハ昭和十七年十月三十

一日迄之ヲ免除ス

第二十六條 左ニ掲グル勅令ハ之ヲ廢止ス

一 米穀統制法施行令

二 米穀自治管理法施行令

三 穀共同貯藏助成法施行令

四 政府所有米穀特別處理法施行令

五 昭和八年勅令第三百二十三號

六 昭和十三年勅令第七百八十一號

七 昭和十六年勅令第八百六十三號

第二十七條 米穀統制法第六條ノ規定ニ依リ道府縣ニ

貸付シタル米穀ハ食糧管理法第七條第一項ノ規定ニ

依リ之ヲ貸付シタルモノト看做ス

第二十八條 米穀統制法第七條ノ規定ニ依リ爲シタル

輸出又ハ輸入ノ許可ハ食糧管理法第十一條第一項ノ

規定ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

食糧管理法第十一條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之

ヲ適用セズ

第二十九條 米穀統制組合、地方米穀統制組合聯合會

及米穀商統制組合ハ米穀自治管理法廢止ノ日ニ解散

ス

前項ノ法人ハ解散ノ後ト雖モ清算ノ目的ノ範圍内ニ

於テハ仍存續スルモノト看做ス

第一項ノ法人ノ清算ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以
テ之ヲ定ム

第三十條 政府ノ出資ニ係ル日本米穀株式會社ノ株式

ハ米穀配給統制法第二十四條第二項ノ規定ニ拘ラズ

之ヲ政府出資特別會計ノ所屬物件ト爲スコトヲ得

第三十一條 食糧管理法第四十七條第二項ノ規定ニ依

リ解散ヲ命ズルコトヲ得ル法人ハ日本米穀株式會

社、全國製粉配給株式會社、全國米穀商業組合聯合

會、日本精麥工業組合聯合會及日本製麵工業組合聯

合會トス

農林大臣ハ前項ノ法人ニ對シ其ノ指定スル日ニ於ケ

ル財産目録、貸借對照表及株主名簿又ハ出資者名簿

ノ提出ヲ命ズルモノトス

第三十二條 食糧管理法第四十七條第二項ノ規定ニ依

リ解散ノ命令アリタル後ハ同項ノ命令ヲ受ケタル法

人(以下受命法人ト稱ス)ノ業務ヲ執行スル役員ハ農

林大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ當該法人ノ常務ニ

屬セザル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十三條 設立委員ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル

書面ヲ作成シ受命法人ノ株式又ハ出資ニ對スル中央

食糧營團ノ出資ノ引當ニ付農林大臣ノ認可ヲ受クベ

シ

一 中央食糧營團ノ出資ヲ引當テラルベキ受命法人

ノ株式又ハ出資ノ數及拂込金額

二 第三十一條第二項ノ農林大臣ノ指定スル日ニ於

ケル受命法人ノ財産ノ概況

三 受命法人ノ株式又ハ出資ニ中央食糧營團ノ出資

ヲ引當ツル方法

四 受命法人ノ株式又ハ出資ニ中央食糧營團ノ出資

ヲ引當ツル場合ニ於テ受命法人ノ株主又ハ出資者

ニ支拂ヲ爲スベキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ額

前項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ前項第三號第

四號ニ掲グル事項ヲ公告スベシ

第三十四條 前條第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル

方法ニ依ル引當ニ適セザル數ノ株式又ハ出資アルト

キハ命令ノ定ムル所ニ依リ中央食糧營團ノ出資ヲ賣

却シ之ニ依リテ得タル金額ヨリ賣却ニ要シタル費用

ヲ控除シタル殘餘ノ金額ヲ受命法人ノ株主又ハ出資

者ニ對シ其ノ株式又ハ出資ノ數ニ應ジテ交付スルコ

トヲ要ス

第三十五條 受命法人ノ株式又ハ出資ニ中央食糧營團

ノ出資ヲ引當テタル場合ニ於テ從前ノ株式又ハ出資

ヲ目的トスル質權ハ引當ニ因リテ受命法人ノ株主又

ハ出資者ガ受クベキ金額又ハ出資ノ上ニ存在ス

第三十六條 中央食糧營團ノ出資申込書ハ設立委員ノ

ヲ作成シ之ニ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 名稱

二 目的

三 定款認可ノ年月日

四 主タル事務所ノ所在地

五 資本金額

六 出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法

七 第三十三條第一項各號ニ掲グル事項

八 公告ノ方法

第三十七條 農地開發法施行令第三十六條第一項及第

三十七條乃至第四十三條ノ規定ハ中央食糧營團ノ設立ニテ之ヲ準用ス

第三十八條 本令ニ規定スルモノノ外中央食糧營團ノ設立及受命法人ノ解散ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十九條 食糧管理法第五十一條ニ於テ準用スル同法第四十七條第二項ノ規定ニ依リ解散ヲ命ズルコトヲ得ル法人ハ米麥、小麥粉又ハ麵類ノ配給ニ關スル事業ヲ行フ道府縣ヲ區域トスル商業組合又ハ商業組合聯合會、精米、精麥、製粉又ハ製麵ニ關スル事業ヲ行フ道府縣ヲ區域トスル工業組合又ハ工業組合聯合會其ノ他食糧管理法第二十八條第一項ニ掲グル事業ト同種ノ事業ヲ行フ法人ニシテ地方長官ノ指定スルモノトス

第四十條 地方食糧營團ガ食糧管理法第五十一條ニ於テ準用スル同法第四十七條第三項ノ規定ニ依リ株式會社ノ社債ノ元利支拂義務ヲ承繼シタルトキハ其ノ債務ニ付テハ社債ニ關スル法令ヲ準用ス

前項ニ規定スルモノノ外同項ノ社債ノ元利支拂義務ノ承繼ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十一條 第三十一條第二項及第三十二條乃至第三十八條ノ規定ハ地方食糧營團ニ付之ヲ準用ス但シ第三十一條第二項、第三十二條及第三十三條第一項並ニ第三十七條ニ於テ準用スル農地開發法施行令第三十七條第一項、第三十九條、第四十二條及第四十三條中農林大臣トアルハ地方長官トス

第四十二條 中央食糧配給事業評價委員會(以下中央委員會ト稱ス)ハ農林大臣ノ監督ニ屬シ食糧管理法第四十八條第二項ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメ

タル事項ヲ調査審議ス
中央委員會ハ會長一人及委員二十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

會長及委員ハ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ農林大臣之ヲ命ズ

會長ハ會務ヲ總理ス
會長事故アルトキハ農林大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

中央委員會ニ幹事及書記ヲ置ク農林大臣之ヲ命ズ
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理シ書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第四十三條 地方食糧配給事業評價委員會(以下地方委員會ト稱ス)ハ地方長官ノ監督ニ屬シ食糧管理法第五十一條ニ於テ準用スル同法第四十八條第二項ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ調査審議ス

地方委員會ハ道府縣ニ之ヲ置キ當該道府縣ノ名ヲ冠ス

前條第二項乃至第七項ノ規定ハ地方委員會ニ之ヲ準用ス但シ同條第二項中二十人トアルハ十五人トシ同條第三項、第五項及第六項中農林大臣トアルハ地方長官トス

〔參照〕

昭和八年七月二十日勅令第三百二十三號ハ米穀ノ買入代價ニ對シ金利加算ニ關スル件、同十三年十二月二十四日勅令第七百八十一號ハ米穀統制法第九條ノ規定ニ依リ粟及高粱ノ輸入税免除ノ件及同十六年九月十八日勅令第八百六十三號ハ昭和十六年法律第三十七號附則第二項ノ規定ニ依リ米穀統制法第二條第一項ノ最低價

格及最高價格ヲ公定スルコトヲ要セザル場合ニ關スル件ナリ

食糧管理法施行規則の公布

食糧管理法施行規則は昭和十七年六月二十七日付官報を以て左の如く公布せられた。

食糧管理法施行規則

(昭和十七年六月二十七日) 農林司法省令第二號

第一條 市農會又ハ町村農會ハ地方長官ノ指示スル所ニ依リ米麥ノ生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有シ小作料トシテ之ヲ受クル者(以下地主ト稱ス)ニ對シ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受クル米麥ニ付食糧管理法第三條第一項ノ規定ニ依リ政府ニ賣渡スベキ米麥及食糧管理法施行令(以下令ト稱ス)第七條ノ規定ニ依リ賣渡スベキ米麥ノ數量ヲ定ムベシ

市農會又ハ町村農會前項ノ規定ニ依リ米麥ノ數量ヲ定メタルトキハ遲滞ナク之ヲ當該米麥ノ生産者又ハ地主ニ通知スベシ

市農會又ハ町村農會ハ地方長官ノ指示ヲ受ケ第一項ノ數量ヲ改定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ準用ス

地方長官ノ指定スル市町村ニ在リテハ前三項ノ規定ニ依リ市農會又ハ町村農會ノ爲スベキ事務ハ當該市町村長之ヲ爲スモノトス

第二條 米麥ノ生産者又ハ地主ハ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米麥中前條ノ規定ニ依リ定メラレ又ハ改定セラレタル數量ニ相當スル米麥ニ付地方長官ノ指示スル期間内ニ其ノ包裝又ハ票箋ニ地方長官

ノ定ムル證印ノ表示ヲ受ケ當該米麥（以下管理米麥ト稱ス）ヲ地方長官ノ指示ニ從ヒ其ノ指定スル農業倉庫業者其ノ他ノ者ニ寄託シ又ハ自ラ之ヲ保管スベシ但シ農林大臣ノ指定シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ前項ノ證印ハ食糧管理法第三條第一項ノ規定ニ依リ政府ニ賣渡スベキモノト令第七條ノ規定ニ依リ賣渡スベキモノトニ付地方長官各別ニ之ヲ定ム

第一項ノ證印ノ表示ハ地方長官食糧管理事務取扱員ヲシテ之ヲ爲サシム

改裝ニ因リ第一項ノ證印抹消、除却若ハ隱蔽セラレタルトキ又ハ證印ノ表示アル票箋滅失シ若ハ毀損セラレタルトキハ更ニ遲滞ナク第一項ノ證印ノ表示ヲ受クベシ

米麥ノ生産者又ハ地主ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ第一項ノ規定ニ依リ寄託シ又ハ自ラ保管スル管理米麥ニ付第一項又ハ前項ノ規定ニ依リ表示ヲ受ケタル證印ヲ抹消、除却若ハ隱蔽シ又ハ證印ヲ表示シタル票箋ヲ除却若ハ毀損スルコトヲ得ズ

第三條 米麥ノ生産者又ハ地主ハ其ノ所屬スル市農會又ハ町村農會（第一條第四項ノ規定ニ依リ地方長官ノ指定スル市町村ニ在リテハ當該市町村長）ノ出納統制ニ從ヒ其ノ所有スル管理米麥中食糧管理法第三條第一項ノ規定ニ依リ政府ニ賣渡スベキ旨ノ表示アルモノ（以下甲管理米麥ト稱ス）ハ之ヲ販賣組合又ハ農業倉庫業者ニ對シ政府ニ賣渡スベキ旨ノ委託ヲ爲シ令第七條ノ規定ニ依リ賣渡スベキ旨ノ表示アルモノ（以下乙管理米麥ト稱ス）ハ之ヲ販賣組合又ハ農業倉庫業者ニ賣渡シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スベシ但シ農林大臣ノ指定シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 米麥ノ生産者又ハ地主其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米麥ニシテ前條ノ規定ニ依リ賣渡シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スベキモノ以外ノ米麥ヲ賣渡サントスルトキハ之ヲ政府ニ賣渡スベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 第七條ノ規定ニ依リ農林大臣ノ指定シタル米麥ヲ賣渡サントスルトキ

二 其ノ他農林大臣ノ指定シタル場合

前項ノ場合ニ於テハ第二條及第三條ノ規定ヲ準用ス

第五條 販賣組合又ハ農業倉庫業者第三條又ハ前條ノ規定ニ依リ米麥ノ生産者又ハ地主ヨリ甲管理米麥ニ付政府ニ賣渡スベキ旨ノ委託ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク當該道府縣ヲ區域トスル販賣組合聯合會（聯合農業倉庫業者タル場合ヲ含ム以下同ジ）ニ對シ當該米麥ニ付其ノ旨ノ委託ヲ爲スベシ

道府縣ヲ區域トスル販賣組合聯合會前項ノ規定ニ依リ委託ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク全國購買販賣組合聯合會（聯合農業倉庫業者タル場合ヲ含ム以下同ジ）ニ對シ當該米麥ニ付其ノ旨ノ委託ヲ爲スベシ

全國購買販賣組合聯合會前項ノ規定ニ依リ委託ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク當該米麥ヲ政府ニ賣渡スベシ

第六條 販賣組合又ハ農業倉庫業者米麥ノ生産者又ハ地主ヨリ乙管理米麥又ハ第七條ノ規定ニ依リ農林大臣ノ指定シタル米麥ヲ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク當該道府縣ヲ區域トスル販賣組合聯合會ニ當該米麥ヲ賣渡シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スベシ

道府縣ヲ區域トスル販賣組合聯合會前項ノ規定ニ依リ米麥ヲ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタルトキハ遲

滞ナク全國購買販賣組合聯合會ニ當該米麥ヲ賣渡シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スベシ

全國購買販賣組合聯合會前項ノ規定ニ依リ米麥ヲ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタルトキハ農林大臣ノ指示ニ從ヒ政府又ハ農林大臣ノ指定スル者ニ當該米麥ヲ賣渡スベシ

前三項ノ規定ハ農林大臣ノ指定シタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第七條 米麥ノ生産者又ハ地主其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米麥中管理米麥以外ノモノニシテ農林大臣ノ指定シタル米麥ヲ販賣組合及農業倉庫業者以外ノ者ニ賣渡シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲サントスルトキハ其ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ノ斡旋（第一條第四項ノ規定ニ依リ地方長官ノ指定スル市町村ニ在リテハ當該市町村長ノ承認以下同ジ）ニ依リ之ヲ爲スベシ

前項ノ場合ニ於テ市農會又ハ町村農會ノ斡旋ニ依リ米麥ノ生産者又ハ地主ヨリ前項ノ米麥ヲ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル者ハ地方食糧營團又ハ地方長官ノ指定スル者以外ノ者ニ當該米麥ヲ賣渡シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ

第八條 買受若ハ販賣ノ受託ニ因リ又ハ小作料トシテ米麥ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外米麥ノ生産者又ハ地主ヨリ米麥ヲ收受シタル者當該米麥ヲ賣渡サントスルトキハ地方食糧營團又ハ地方長官ノ指定スル者以外ノ者ニ當該米麥ヲ賣渡シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ

第九條 令第二條第二項ノ玄米及支麥ノ買入ノ價格ハ同條第四項ノ規定ニ依リ定メタル標準買入價格ヲ農

林大臣ノ指定スル銘柄及等級ノ米麥ノ買入ノ價格ヲ
總平均シタルモノニ該當スルモノトシ指定銘柄等級
中標準ト爲スベキ米麥ニ對スル他ノ指定銘柄等級ノ
米麥ノ格差ニ依リ指定銘柄等級中標準ト爲スベキ米
麥ノ買入ノ價格ヲ算出シ之ニ對スル格差ニ依リ各銘
柄及等級ノ米麥毎ニ之ヲ定ム

第十條 令第二條第三項ノ粗ノ買入ノ價格ハ同條第二
項ノ規定ニ依リ定ムル支米一石又ハ六十疋當ノ買入
ノ價格ヨリ粗摺ニ要スル費用ト副収入ノ金額トヲ加
減シタル額ニ依リ十貫又ハ四十五疋當ノ價格ヲ定メ精
米及精麥ノ買入ノ價格ハ同條第二項ノ規定ニ依リ定
ムル支米又ハ支麥ノ一石又ハ六十疋當ノ買入ノ價格
ヨリ搗精ニ要スル費用ト副収入ノ金額トヲ加減シタ
ル額ニ依リ精米ニ付テハ六十疋當、精麥ニ付テハ五
十疋當ノ價格ヲ定ム

第十一條 令第二條第四項ノ米麥ノ生産費ハ別ニ定ム
ル要綱ニ基キ調査シタル各農家ノ前年産ノ支米又ハ
當該年産ノ支麥ノ段當生産費(例外ト認ムルモノヲ
除ク)ノ平均額ヲ米麥ノ前五箇年平均收量ヲ以テ除
シタルモノニ準據シテ之ヲ定ム

前項ノ支米又ハ支麥ノ段當生産費ハ左ノ各號ニ掲ゲ
ル費用ノ合計額ヨリ副収入ノ金額ヲ控除シタルモノ
トス

- 一 種子代
- 二 肥料代
- 三 勞賃
- 四 畜力費
- 五 諸材料費
- 六 農舍費

七 農具費

八 租稅其ノ他ノ公課

九 部落協議費又ハ之ニ準ズルモノ

十 土地資本利子又ハ小作料

十一 檢査手数料

十二 資木利子(土地資本利子ヲ除ク)

第十三條 令第二條第四項ノ運賃諸掛ハ別ニ定ムル所
ニ依リ調査シタル生産者又ハ地主ノ庭先ヨリ其ノ最
寄驛ノ貨車乗込ニ要スル運賃諸掛ヲ平均シ之ヲ算出
ス

第十四條 令第三條第一項ノ内地産支米及支麥ノ賣渡
ノ價格ハ當該米麥ヲ其ノ生産セラレタル道府縣内ニ
於テ賣渡ス場合ニ於テハ當該米麥ノ品傷等ヲ參酌シ
他道府縣産ノモノヲ移入シテ賣渡ス場合ニ於テハ運
賃ヲ加算シテ定ムルコトヲ得

第十五條 第十條後段ノ規定ハ令第三條第一項後段ノ
精米及精麥ノ賣渡ノ價格ノ決定ニ付テ之ヲ准用ス

第十六條 令第三條第二項ノ家計米價ハ家計調査施行
規則ノ定ムル所ニ從ヒ調査シタル各世帯ノ家計費

(例外ト認ムルモノヲ除ク)ニ依リ算定スル平均家計
費中ノ米代ト平均家計費中ノ副食物費、嗜好品費、
交際費、修養娛樂費、旅行費及貯金額ノ合計額ニ別
ニ定ムル割合ヲ乘ジタル額トノ合計額ヲ平均一世帯
精米消費量ヲ以テ除シテ算出シタル精米價格ニ家計
調査施行規則第一條ノ家計費ノ調査期間内ニ於ケル
支米價格ノ精米價格ニ對スル割合ヲ乘ジテ之ヲ定
ム

第十七條 令第三條第五項ノ平準價格ハ農林大臣ノ定
ムル期間内ニ賣渡ヲ爲スベキ米麥ノ種類別銘柄等級
別賣渡價格ヲ推定賣渡數量ニ依リ加重シテ平均シ之
ヲ算出ス

第十八條 令第五條第一項ノ規定ニ依リ主要食糧ノ貸
付ヲ受ケントスル道府縣ハ其ノ數量、受渡ノ時期、貸
付ヲ受ケントスル理由、道府縣ノ貸付又ハ賣渡ノ計
畫其ノ他必要ナル事項ヲ記載シタル申請書ヲ農林大
臣ニ提出スベシ

第十九條 令第五條第一項ノ規定ニ依リ主要食糧ノ貸
付ヲ受ケタル道府縣ハ貸付ヲ受ケタル主要食糧ト同
一數量ノ主要食糧ヲ貸付ヲ受ケタル日ヨリ一年以内
ニ於テ農林大臣ノ指定スル時期ニ返還スルコトヲ要
ス

前項ノ規定ニ依リ返還スベキ主要食糧ハ農林大臣ノ
指定スル所ニ從ヒ返還スベキ時期ノ屬スル當該年産

又ハ其ノ前年産ノ主要食糧ニシテ貸付ヲ受ケタル主要食糧ト同一ノ銘柄及等級ノモノ又ハ之ト同格ノモノナルコト要ス

農林大臣ハ道府縣前項ノ規定ニ依リ返還ヲ爲スコト困難ナル事情アリト認ムルトキハ貸付シタル主要食糧ノ返還當時ノ價額ニ相當スル金額ヲ以テ又ハ其ノ價額ニ相當スル他ノ種類、銘柄又ハ等級ノ主要食糧ヲ以テ返還セシムルコトヲ得

第二十二條 令第六條第一項第二號ノ規定ニ依リ主要食糧ノ交付ヲ受ケントスル道府縣ハ其ノ數量、交付ヲ受クベキ時期、交付ヲ受ケントスル理由其ノ他必要ナル事項ヲ記載シタル申請書ニ道府縣ニ對スル主要食糧ノ交付ニ關スル市町村ノ申請書ノ寫ヲ添附シ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ

第二十一條 令第六條第一項第二號ノ規定ニ依リ道府縣ヨリ主要食糧ノ交付ヲ受クル市町村ハ左ニ掲グル事項ニ關シ規程ヲ設ケ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

- 一 主要食糧ノ貸付又ハ交付ヲ受クル住民ノ範圍
- 二 一人當ノ貸付又ハ交付ノ數量
- 三 貸付又ハ交付ノ條件及方法
- 四 貸付又ハ交付ヲ受ケタル主要食糧ノ護渡禁止
- 五 其ノ他必要ナル事項

第二十二條 農林大臣ハ令第六條第一項ノ規定ニ依リ農林大臣ヨリ主要食糧ノ交付ヲ受ケタル者交付ノ條件ニ違反シ其ノ不正ノ行爲アリタルトキハ其ノ交付シタル主要食糧ノ價額ニ相當スル金額ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトヲ得

第二十三條 令第十一條ノ規定ニ依リ精米又ハ精麥ノ設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ許可ヲ受ケントスル者

ハ其ノ理由、場所、機械ノ臺數、型式、製造能力其ノ他必要ナル事項ヲ記載シタル申請書ヲ地方長官ヲ經由シテ農林大臣ニ提出スベシ

第二十四條 令第十二條第三項但書ノ許可ノ申請ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

- 一 主要食糧ニシテ關東州、滿洲及支那以外ノ地ニ輸出セラルルコト明カナルモノヲ賣買スルトキ
- 二 主要食糧ニシテ輸入價額ノ昂騰特ニ著シキ輸入品ヲ賣買スルトキ
- 三 其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキ

前項ノ許可ハ價格、加工賃又ハ製造ノ料金ノ支拂者又ハ受領者ノ何レカ一方ニ於テ之ヲ受クルヲ以テ足ル

第二十五條 前條ノ申請ヲ爲サントスル者ハ氏名又ハ名稱、住所又ハ主タル事務所ノ所在地及業務ノ種類並ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ農林大臣(農林大臣特ニ定メタルトキハ地方長官)ニ提出スベシ

一 前條第一項第一號ノ場合ニ於テハ其ノ主要食糧ノ名稱、種類、數量及輸出セラルルコトヲ明カナラシムル事項並ニ價格ノ支拂者ガ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ買受先、豫定買受價格其ノ他ノ豫定買受條件、豫定販賣先及豫定販賣條件、價格ノ受領者ガ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ販賣先及豫定販賣價格其ノ他ノ豫定販賣條件

二 前條第一項第二號ノ場合ニ於テハ其ノ輸入品ノ名稱、種類及數量並ニ價格ノ支拂者ガ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ買受先及豫定買受價格其ノ他ノ豫定買受條件、價格ノ受領者ガ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ買受先、豫定買受價格其ノ他ノ豫定買受條件

一 生産地

二 種類別數量

三 種類別單價及價額

四 用途

五 輸出ノ場合ニ在リテハ仕向地、仕向港及輸出港、輸入ノ場合ニ在リテハ積出港及輸入港、移出

件、販賣先及豫定販賣價格其ノ他ノ豫定販賣條件

三 前條第一項第三號ノ場合ニ依リテハ前二號ニ準ズル事項及已ムヲ得ザル事由ノ詳細

前項ノ申請書ニシテ農林大臣ニ提出スベキモノハ農林大臣特ニ定ムルモノヲ除クノ外地方長官ヲ經由スベシ

第二十六條 令第十四條第二號ニ掲グル價格、加工賃又ハ製造ノ料金ハ左ニ掲グルモノトス

一 農林大臣ノ指定スル主要食糧(以下指定食糧ト稱ス)ノ保税工場ノ作業ニ於ケル加工賃又ハ製造ノ料金

二 農林大臣ノ指定スル者(以下指定者ト稱ス)ノ爲ス關東州、滿洲又ハ支那ニ對スル指定食糧ノ輸出價格及指定者ガ該地域ニ對スル指定食糧ノ輸出ノ委託ヲ爲ス場合ニ於ケル指定者ノ受領價格並ニ受託者ノ輸出價格

三 指定者ノ爲ス該地域ヨリノ指定食糧ノ輸入價格及指定者ガ該地域ヨリノ指定食糧ノ輸入ノ委託ヲ爲ス場合ニ於ケル受託者ノ輸入價格並ニ指定者ヨリノ受領價格

第二十七條 食糧管理法第十一條第一項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

一 生産地

二 種類別數量

三 種類別單價及價額

四 用途

五 輸出ノ場合ニ在リテハ仕向地、仕向港及輸出港、輸入ノ場合ニ在リテハ積出港及輸入港、移出

ノ場合ニ在リテハ仕向地並ニ仕向港又ハ仕向驛及移出港又ハ仕出驛、移入ノ場合ニ在リテハ仕出驛又ハ積出港及移入港又ハ仕向驛

六 輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入ノ時期

米麥ノ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入ノ許可ヲ受ケタル者前項各號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ農林大臣ノ許可ヲ受ケベシ

第二十八條 農林大臣必要アリト認ムルトキハ食糧管理

理法第十一條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ米麥ノ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入ヲ爲スコトヲ得ル者ヲ指定スルコトアルベシ

第二十九條 食糧管理法第十一條第一項ノ規定ニ依リ

米麥ノ輸出又ハ輸入ノ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ米麥ノ輸出又ハ輸入ヲ爲ス場合ニ於テ農林大臣ノ交付スル許可書ヲ輸出又ハ輸入ノ手續ヲ爲スベキ税關ニ提出スベシ

第三十條 令第十六條第一號又ハ第二號ノ場合ニ於テ

米麥ヲ輸出又ハ輸入スル者ハ其ノ輸出又ハ輸入ノ手續ヲ爲スベキ税關ニ政府ノ命令書又ハ契約書ノ謄本其ノ他ノ書類ヲ示シ當該米麥ガ政府ノ命令又ハ委託ニ依リ輸出又ハ輸入セラルルモノナルコトヲ證明スベシ

第三十一條 令第十六條第三號ノ旅客ノ携帶品タル米

麥、標本米麥其ノ他之ニ準ズベキモノハ百斤ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三十二條 食糧管理法第十一條第一項ノ規定ニ依リ

許可ヲ受ケ米麥ヲ輸入又ハ移入シタル者ハ試験研究ノ用ニ供スル爲其ノ他特別ノ事由ニ因リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外其ノ輸入又ハ移入シ

タル米麥ヲ政府ニ賣渡スベシ

前項ノ者ハ輸入又ハ移入ノ日ヨリ十日以内ニ賣渡申込書又ハ前項ノ許可ノ申請書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

許可ノ申請ヲ爲シタル者不許可ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ日ヨリ十日以内ニ賣渡申込書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第三十三條 米麥ノ現在高、消費高及移動高ノ調査ハ

別ニ定ムル要綱ニ基キ之ヲ行フモノトス
前項ノ調査其ノ他主要食糧ノ管理ヲ行フ爲必要ナル調査ニ付必要アリト認ムルトキハ農林大臣又ハ地方長官ハ販賣組合、農業倉庫業者、食糧營團其ノ他主要食糧ノ取扱ヲ業トスル者ニ對シ報告ヲ命ジ又ハ當該官吏若ハ吏員ヲシテ工場、事業場、店舗其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ主要食糧、書類、帳簿等ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏又ハ吏員ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ様式第一號ニ依リ證票ヲ携帶セシムベシ

第三十四條 第十一條及前條ノ調査其ノ他主要食糧ノ

管理ニ關スル事務ニ從事セシムル爲食糧管理事務取扱員ヲ置ク
食糧管理事務取扱員ハ地方長官ノ推薦ニ依リ農林大臣ニ於テ之ヲ囑託ス

食糧管理事務取扱員ハ地方長官ノ指揮ヲ承ケ擔當區域内ノ第一項ノ事務ニ從事ス

前項ノ擔當區域ハ地方長官ニ於テ之ヲ定ム

食糧管理事務取扱員ハ職務執行ノ際様式第二號ニ依リ資格證明書ヲ携帶スベシ

第三十五條 米麥生産費、米麥ノ現在高、消費高及移

動高ノ調査其ノ他主要食糧ノ管理ヲ行フ爲必要ナル調査ノ事務ニ從事シタル者ハ其ノ職務執行中知得シタル人ノ秘密又ハ人若ハ法人ノ業務ニ關スル秘密ヲ故ナク他人ニ漏泄スベカラズ

前項ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條 虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計若ハ威力ヲ用ヒテ米麥生産費、米麥ノ現在高、消費高及移動高ノ調査其ノ他主要食糧ノ管理ヲ行フ爲必要ナル調査ヲ妨ゲタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 本則中米穀年度ト稱スルハ前年ノ十一月一日ヨリ其ノ年ノ十月三十一日迄トシ麥年度ト稱スルハ其ノ年ノ七月一日ヨリ翌年ノ六月三十日迄トス

第三十八條 中央食糧營團ハ業務ノ執行ニ關シ業務規程ヲ定メ農林大臣ノ承認ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第三十九條 中央食糧營團食糧營團倉庫證券ヲ發行セントスルトキハ保管業務規程ヲ定メ左ニ掲グル事項ヲ規定スベシ

- 一 受寄物ノ入庫、出庫及保管ニ關スル事項
- 二 食糧營團倉庫證券ニ關スル事項
- 三 受寄物ノ火災保險ニ關スル事項
- 四 保管料、荷役賃其ノ他手数料ニ關スル事項
- 五 附帶業務ニ關スル事項

第四十條 中央食糧營團食糧管理法第二十一條第一項ノ許可ヲ受ケントスルトキハ申請書ニ事業計畫書、保管業務規程及食糧營團倉庫證券ノ雛形ヲ添附シ之ヲ農林大臣ニ提出スベシ

前項ノ事業計畫書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ倉庫

ノ設計圖及仕様書ヲ添附スベシ

一 倉庫ノ位置、棟敷及面積

二 倉庫ノ構造ノ概要

三 倉庫ノ使用ノ權利ニ關スル事項

四 保管スベキ物資ノ種類

五 一年間ノ收支概算

第四十一條 左ノ場合ニ於テハ中央食糧營團ハ遲滯ナク之ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ

一 前條第二項第一號乃至第四號ニ掲ゲタル事項ニ變更アリタルトキ

二 保管業務規程ヲ變更シタルトキ

三 食糧營團倉庫證券ノ様式ヲ變更シタルトキ

四 食糧營團倉庫證券ノ發行ヲ廢止シタルトキ

第四十二條 中央食糧營團持分讓渡ノ承認ヲ爲サントスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四十三條 中央食糧營團利益金ノ處分ノ認可ヲ受ケントスルトキハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附シ之ヲ農林大臣ニ提出スベシ

一 財産目録

二 貸借對照表

三 損益計算書

四 業務報告書

五 利益金處分案

六 評議員會ノ答申書ノ寫

政府ノ出資ニ對シ利益金ノ配當ヲ爲サズ又ハ配當ヲ減額セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ前項ノ申請ト同時ニ之ガ認可ヲ申請スベシ

第四十四條 中央食糧營團ハ每事業年度終了後遲滯ナク前條第一項第一號乃至第四號ニ掲グル書類ヲ農林

大臣ニ提出スベシ

但シ前條ノ規定ニ依ル提出ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

業務報告書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 出資者ノ業種別ノ數及出資口數ノ異動

二 損益ノ計算並ニ借入又ハ償還シタル金額及借入金ノ利率

三 準備金及各種ノ積立金

四 事業ノ狀況

第四十五條 中央食糧營團食糧管理法第二十三條第一項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケントスルトキハ申請書ニ指示セントスル事項及其ノ事由ヲ記載シタル書類ヲ添附シ之ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第四十六條 前八條ノ規定ハ地方食糧營團ニ之ヲ準用ス但シ第三十八條、第四十條、第四十一條乃至前條中農林大臣トアルハ地方長官トス

第四十七條 農地開發法施行令第二章第三節ノ規定ハ食糧營團ノ登記ニ之ヲ準用ス但シ同令第二十六條中農林大臣トアルハ地方食糧營團ニ付テハ地方長官(樺太廳長官ヲ含ム)トシ同令第二十八條第二項中農地開發營團登記簿トアルハ食糧營團登記簿トス

第四十八條 中央食糧營團ノ設立登記ノ申請書ニハ前號ニ於テ準用スル農地開發法施行令第三十條第一項ニ掲グル書類ノ外令第三十三條第一項ノ書面、同條

同項及食糧管理法第四十七條第一項ノ認可アリタルコトヲ證スル書面、同條第二項ノ命令書ノ謄本並ニ同條同項ノ命令ニ係ル法人(以下受命法人ト稱ス)ノ本店又ハ主たる事務所ノ所在地ノ登記所ニ於テ中央食糧營團ノ登記ヲ爲ス場合ヲ除クノ外受命法人ノ登

記簿ノ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ地方食糧營團ノ設立登記ニ付テハ準用ス

第四十九條 地方食糧營團ガ主たる事務所ヲ他ノ登記所ノ管轄區域ニ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ二週間内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ三週間内ニ第四十七條ニ於テ準用スル農地開發法施行令第二十一條第二項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第五十條 地方食糧營團ガ食糧管理法第五十一條ニ於テ準用スル同法第四十七條第三項ノ規定ニ依リ受命法人タル株式會社ノ社債ノ元利支拂義務ヲ承繼スルトキハ設立登記ト同時ニ商法第三百五條第一項及第二項ノ規定ニ準ジ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ社債承繼ノ旨ヲ記載スベシ

農地開發法施行令第二十四條及第三十條第二項ノ規定ハ第一項ノ登記ニ付テハ準用ス

第五十一條 樺太ニ設立セラルル地方食糧營團ニ付テハ登記ヲ爲スベキ期間ハ之ヲ二倍トス

附則

第五十二條 本則ハ昭和十七年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五十三條 令第二十四條第一項ノ規定ニ依リ船用品、郵便物又ハ百斤ヲ超エザルモノヲ除クノ外小麦粉ヲ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入セントスル者ハ

第二十七條第一項第二號、第三號、第五號及第六號ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第二十七條第二項、第二十八條及第二十九條ノ規定

ハ令第二十四條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ小麥粉ヲ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入スル場合ニ之ヲ準用ス

第五十四條 左ニ掲グル命令ハ之ヲ廢止ス

一 米穀統制法施行規則

二 米穀貯藏獎勵規則

三 米穀管理規則

四 米穀管理事務員取扱設置規程

五 米穀自治管理法施行規則

六 臨時米穀配給統制規則

七 麥類配給統制規則

八 小麥等輸出許可規則

九 昭和八年農林省令第二十四號

十 昭和九年農林省令第三十號

十一 昭和十一年農林省令第二十六號

十二 昭和十一年農林省令第二十九號

十三 昭和十一年農林省令第三十四號

十四 昭和十四年農林省令第八號

十五 昭和十五年農林省令第十九號

前項第一號、第三號、第六號乃至第八號及第十三號乃至第十五號ニ掲グル命令廢止前當該命令ノ罰則ヲ適用スベカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第五十五條 前條第一項第一號、第三號、第六號乃至第八號及第十五號ニ掲グル命令ニ基キテ發シ又ハ爲シタル命令若ハ處分ハ之ヲ本則中ノ相當規定ニ基キテ發シ又ハ爲シタル命令若ハ處分ト看做ス

米穀管理規則第一條ノ規定ニ基キ市農會又ハ町村農會(地方長官市町村ヲ指定シタル場合ハ當該市町村)ノ爲シタル米穀ノ出荷數量ノ決定ハ本則第一條

ノ規定ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第五十六條 前條第二項ノ決定ニ依ル數量ニ相當スル米穀ニシテ市農會又ハ町村農會(第一條第四項ノ規定ニ依リ地方長官ノ指定スル市町村ニ在リテハ當該市町村長)第一條ノ規定ニ依リ昭和十七年産米穀ニ付出荷スベキ數量ヲ定ムル迄ノ期間中米穀ノ生産者又ハ地主ノ出荷スルモノハ本則ノ適用ニ付テハ之ヲ令第七條ノ規定ニ依リ賣渡スベキ米穀ト看做ス

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入ノ價格ハ食糧管理法第三條第二項ノ買入ノ價格トス

第五十七條 本則施行ノ際米穀管理事務取扱員設置規程第二條ノ規定ニ基キ現ニ米穀管理事務取扱員タル者ハ之ヲ本則第三十四條ノ規定ニ依リ食糧管理事務取扱員ニ囑託セラレタルモノト看做ス

第五十八條 米穀統制組合、地方米穀統制組合聯合會及米穀商統制組合ノ清算ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第五十九條 米穀生産獎勵金交付規則中左ノ通改正ス

第四條乃至第七條中「米穀管理事務取扱員」ヲ「食糧管理事務取扱員」ニ改ム

第六十條 小麥粉等製造配給統制規則中左ノ通改正ス

第六條第一項中「麥類配給統制規則第六條第三項ノ麥類」ヲ「此等ノ者ヨリ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル小麥」ニ改ム

同條第二項中「麥類配給統制規則第六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ」ヲ「小麥生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ヨリ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル」ニ改ム

第六十一條 昭和十五年農林省令第五號中左ノ通改正ス

同令中「米穀」ヲ「米麥」ニ、「管理米」ヲ「管理米麥」ニ、

第一條中「米穀管理規則第五條」ヲ「食糧管理法施行規則第二條(第四條第二項)ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」ニ、第四條中「臨時米穀配給統制規則」ヲ「食糧管理法施行規則」ニ改ム

第六十二條 中央食糧營團ノ出資ヲ引當テラレタル受命法人ノ株主又ハ出資者ニ對スル通知又ハ催告ハ株主名簿又ハ出資者原簿ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ、其ノ者ガ別ニ其ノ住所ヲ設立委員ニ通知シタルトキハ其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル

前項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スベカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス

第六十三條 令第三十四條ノ規定ニ依リ中央食糧營團ノ出資ヲ賣却セントスルトキハ賣却ノ方法ヲ定メ農林大臣ノ認可ヲ受ケベシ

第六十四條 受命法人ノ本店又ハ主たる事務所ノ所在地ノ登記所ニ於テ中央食糧營團ノ設立登記ヲ爲シタルトキハ登記官吏ハ職權ヲ以テ受命法人ノ解散ノ登記ヲ爲シ其ノ登記用紙ヲ閉鎖スベシ

前項ノ場合ヲ除クノ外中央食糧營團ノ設立登記ヲ爲シタルトキハ登記官吏ハ受命法人ノ本店又ハ主たる事務所ノ所在地ノ登記所ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

第一項ノ規定ハ前項ノ通知アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第六十五條 前條ノ手續ヲ爲シタルトキハ登記官吏ハ受命法人ノ支店又ハ從タル事務所ノ所在地ノ登記所ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

前條第一項ノ規定ハ前項ノ通知アリタル場合ニ之ヲ準用ス

正ス

正ス

正ス

正ス

正ス

正ス

正ス

正ス

第 號 年 月 日交付

食糧管理法第十三條ノ規定ニ
依ル職務ノ執行ニ關スル證票

省	農
印	林

官職氏名

縦十糎、横七糎 厚紙 色白

裏

食糧管理法第十三條 主要食糧ノ生産費、生産高、現在高及移動ノ調査、家計費ノ調査其ノ他主要食糧ノ管理ヲ行フ爲必要ナル調査ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ調査ヲ行フ爲必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏若ハ吏員ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

食糧管理法第三十六條 第十三條第二項ノ規定ニ依リ當該官吏又ハ吏員ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

食糧管理法施行規則第三十三條 米麥ノ現在高、消費高及移動高ノ調査ハ別ニ定ムル要綱ニ基キ之ヲ行フモノトス

前項ノ調査其ノ他主要食糧ノ管理ヲ行フ爲必要ナル調査ニ付必要アリト認ムルトキハ農林大臣又ハ地方長官ハ販賣組合、農業倉庫業者、食糧機關其ノ他主要食糧ノ取扱ヲ業トスル者ニ對シ報告ヲ命ジ又ハ當該官吏若ハ吏員ヲシテ工場、事業場、店舗其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿ノ狀況若ハ主要食糧、書類、帳簿等ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏又ハ吏員ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ様式第一號ニ依ル證票ヲ携帯セシムベシ

道府縣 第 號

食糧管理事務取扱員之證

省	農
印	林

氏名

縦十糎、横七糎 厚紙 色白

裏

食糧管理法施行規則按察

第三十四條 第十一條及前條ノ調査其ノ他主要食糧ノ管理ニ關スル事務ニ從事セシムル爲食糧管理事務取扱員ヲ置ク

食糧管理事務取扱員ハ地方長官ノ推薦ニ依リ農林大臣ニ於テ之ヲ囑託ス

食糧管理事務取扱員ハ地方長官ノ指揮ヲ承ケ擔當區域内ノ第一項ノ事務ニ從事ス

前項ノ擔當區域ハ地方長官ニ於テ之ヲ定ム

食糧管理事務取扱員ハ職務執行ノ際様式第二號ニ依ル資格證明書ヲ携帯スベシ

第六十六條 前四條ノ規定ハ地方食糧營團ニ之ヲ準用ス但シ第六十三條中農林大臣トアルハ地方長官トス別記

$$P = \frac{P_{23}P_{11} - P_{12}P_{21}(r_1)}{P_{11}P_{22} - (P_{12})^2} + \frac{r_1(P_{11}) - P_{12}P_{21}}{P_{11}P_{22} - (P_{12})^2}$$

Y ハ物價參酌値ノ算定セラルル年度(年度トハ米穀年度又ハ麥年度トス以下同ジ)ニ於ケル米價率又ハ麥價率ノ趨勢値

X ハ明治三十四年度ヲ第一次トシ物價參酌値ノ算定セラルル年度ノ前年度ニ至ル各年度ノ年次ヲ表ス

數
Y ハ明治三十四年度ヨリ物價參酌値ノ算定セラルル年度ノ前年度ニ至ル各年度ニ於ケル米價率又ハ麥價率

X ハ明治三十四年度ヨリ物價參酌値ノ算定セラルル年度ノ前年度ニ至ル年度ノ數

X ハ明治三十四年度ヨリ物價參酌値ノ算定セラルル年度ニ至ル年度ノ數

〔參照〕

昭和八年十一月農林省令第二十四號ハ農業倉庫業法第十五條ノ規定ニ依ル命令ノ件、同九年十二月三十號ハ凶作地ニ對スル政府所有米穀ノ臨時交付ニ關スル法律施行規則、同十一年九月十日同第二十六號ハ米穀自治管理法第五十一條ノ規定ニ依ル地指定ノ件、同十月十日同第二十九號ハ米穀商統制組合ノ總會ニ關スル件、同十一月十九日同第三十四號ハ米穀自治管理法施行令第二十一條ノ再保管ニ關スル件、同十五年四月十九日同第十九號ハ臨時穀物等ノ移出統制ニ關スル件、同十九日同第五號ハ農業倉庫業第十五條ノ規定ニ

依ル命令ノ件及同十四年八月二日農林省令第八號ハ米穀ノ最高販賣價格ニ關スル件ナリ

食糧管理法樺太適用特例の公布

食糧管理法の一部施行に伴ひ同法樺太適用特例の勅令は昭和十七年六月二十四日付官報を以て左の如く公布せられた。

食糧管理法樺太適用特例

(昭和十七年六月二十四日勅令第五百九十三號)

第一條 食糧管理法第三條(米穀、大麥、裸麥又ハ小麥ノ略稱ニ關スル部分ヲ除ク)、第四條乃至第八條

第十一條第三項、第三十五條第一號第二號及第五十二條並ニ第五十一條ニ於テ準用スル同法第四十八條

第二項第三項ノ規定ハ之ヲ樺太ニ適用セズ

食糧管理法第三十二條第一項、第三十三條及第三十七條ノ規定ハ同法第三條及第八條ノ規定ニ關係アル範圍内ニ於テ之ヲ樺太ニ適用セズ

食糧管理法第十一條第二項中政府ニ賣渡スベシトアルハ樺太ニ設立セラルル地方食糧營團(以下樺太食糧營團ト稱ス)ニ賣渡スベシトス

第二條 食糧管理法施行令第二條乃至第十一條、第十六條、第十七條、第十九條第一項、第二十三條、第二十四條、第二十七條、第二十九條、第三十九條、第四十條及第四十三條ノ規定ハ之ヲ樺太ニ適用セズ

食糧管理法施行令第十二條第一項第三項及第十八條

第一項中農林大臣トアリ同令第十九條第二項第三

項、第二十條第一項及第四十一條中地方長官トアル

ハ樺太廳長官トシ同令第十四條第一號中内地トアル

ハ樺太トス

第三條 主要食糧ノ生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有シ小作料トシテ之ヲ受クル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル主要食糧ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ販賣組合ニ賣渡シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スベシ

販賣組合前項ノ規定ニ依リ主要食糧ヲ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタルトキハ其ノ主要食糧ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ販賣組合聯合會ニ賣渡シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スベシ

前二項ノ場合ニ於テ樺太廳長官ハ販賣組合又ハ販賣組合聯合會ニ對シ主要食糧ノ買受又ハ販賣ノ委託ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

販賣組合聯合會第二項ノ規定ニ依リ主要食糧ヲ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタルトキハ其ノ主要食糧ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ樺太食糧營團ニ賣渡スベシ

第四條 精米若ハ精麥ノ設備又ハ小麥粉ノ製造ノ設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ樺太廳長官ノ許可ヲ受クベシ

第五條 食糧管理法第十一條第一項ノ規定ニ依ル許可ハ樺太廳長官之ヲ行フ

前項ノ許可ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ受クルコトヲ要セズ

一 樺太食糧營團ガ米麥ヲ輸出若ハ移出シ又ハ輸入若ハ移入スルトキ

二 船用品タル米麥又ハ命令ヲ以テ定ムル旅客ノ携帶品タル米麥、標本米麥其ノ他之ニ準ズベキモノヲ輸出若ハ移出シ又ハ輸入若ハ移入スルトキ

第六條 米麥以外ノ主要食糧ノ輸出又ハ移出ハ命令ヲ

以テ指定スル期間中太監長官ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 米麥以外ノ主要食糧ヲ輸入又ハ移入シタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ輸入又ハ移入シタル米麥以外ノ主要食糧ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ樺太食糧營團ニ賣渡スベシ

第八條 左ニ掲グル事項ハ食糧管理法施行令第十九條ノ規定ニ拘ラズ拓務大臣農林大臣ニ協議シテ之ヲ行フ

一 食糧管理法第十五條第三項ノ規定ニ依リ樺太ニ於ケル從タル事務所ノ設置ヲ認可スルコト

二 食糧管理法第二十條ノ規定ニ依リ樺太ニ於ケル業務ニ關シ主要食糧ノ配給上必要ナル事業ヲ行フベキコトヲ命ジ其ノ他公益上必要ナル命令ヲ爲スコト

三 食糧管理法第二十一條第一項ノ規定ニ依リ樺太ニ於ケル業務ニ關シ倉荷證券ノ發行ヲ許可スルコト

四 食糧管理法第二十三條第一項ノ規定ニ依リ樺太ニ於ケル業務ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトヲ認可スルコト

五 食糧管理法第二十三條第二項ノ規定ニ依リ前號ノ認可ニ係ル指示ニ從フベキコトヲ命ズルコト

六 食糧管理法第三十條ニ於テ準用スル農地開發法第三十九條ノ規定ニ依リ樺太ニ於ケル業務ニ關シ報告ヲ爲サシメ、検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコト

附則

第九條 本令ハ昭和十七年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十條 第一條第三項中樺太ニ設立セラルル地方食糧營團(以下樺太食糧營團ト稱ス)トアリ第三條第四項、第五條第二項第一號及第七條中樺太食糧營團トアルハ樺太食糧營團成立ノ日迄ハ樺太糧穀株式會社トス

第十一條 食糧管理法第五十一條ニ於テ準用スル同法第四十七條第二項ノ規定ニ依リ解散ヲ命ズルコトヲ得ル法人ハ樺太糧穀株式會社トス

食糧管理法朝鮮施行令の公布

食糧管理法朝鮮施行令は昭和十七年六月二十七日付官報を以て左の如く公布された。

食糧管理法朝鮮施行令

(昭和十七年六月二十六日 勅令第五百九十七號)

第一條 食糧管理法第二條、第十一條第一項第四項、第十二條、第三十二條第一項第二號及同條第二項ノ規定並ニ同法第三條第一項中米穀、大麥、稗麥又ハ小麥ノ略稱ニ關スル規定ハ之ヲ朝鮮ニ施行ス

食糧管理法第三十三條及第三十七條ノ規定ハ同法第十一條第一項第四項ノ規定ニ關係アル範圍内ニ於テ、同法第四十五條ノ規定ハ米穀統制法及米穀自治管理法ノ廢止ニ關係アル範圍内ニ於テ之ヲ朝鮮ニ施行ス

第二條 食糧管理法施行令第十六條乃至第十八條、第十九條第一項及第二十四條ノ規定ハ之ヲ朝鮮ニ適用セズ

第三條 食糧管理法第十一條第一項ノ規定ニ依ル許可ハ朝鮮總督之ヲ行フ

前項ノ許可ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ受クルコトヲ要セズ
一 朝鮮總督ノ指定スル者ガ米麥ヲ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入スルトキ

二 船用品タル米麥又ハ命令ヲ以テ定ムル旅客ノ携帶品タル米麥、標本米麥其ノ他之ニ準ズベキモノヲ輸出若ハ移出シ又ハ輸入若ハ移入スルトキ

第四條 米麥以外ノ主要食糧ニシテ朝鮮總督ノ指定スルモノノ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入ハ朝鮮總督ノ指定スル期間其ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附則

本令ハ昭和十七年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

食糧管理法臺灣施行令の公布

食糧管理法臺灣施行令は昭和十七年六月二十七日付官報を以て左の如く公布された。

食糧管理法臺灣施行令

(昭和十七年六月二十六日 勅令第五百九十九號)

第一條 食糧管理法第二條及第十二條ノ規定、同法第三條第一項中米穀、大麥、稗麥又ハ小麥ノ略稱ニ關スル規定並ニ同法第十一條第一項第四項中輸出及輸入ニ關スル規定ハ之ヲ臺灣ニ施行ス
食糧管理法第三十二條第一項第二號、同條第二項、第三十三條及第三十七條ノ規定ハ前項ノ規定ニ係ル

第十一條 第一項第四項ノ規定ニ關係アル範圍内ニ於

テ、同法第四十五條ノ規定ハ米穀統制法及米穀自治
管理法ノ廢止ニ關係アル範圍内ニ於テ之ヲ臺灣ニ施
行ス

第二條 食糧管理法施行令第十六條乃至第十八條、第
十九條第一項及第二十四條ノ規定ハ之ヲ臺灣ニ適用
セズ

第三條 第一條第一項ノ規定ニ係ル食糧管理法第十一
條第一項ノ規定ニ依ル許可ハ臺灣總督之ヲ行フ
前項ノ許可ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ
之ヲ受クルコトヲ要セズ

一 政府ノ命令ニ依リ米麥ヲ輸出シ又ハ輸入スルト
キ

二 政府ガ米麥ノ買入又ハ賣渡ヲ爲ス場合ニ於テ其
ノ委託ヲ受ケ米麥ヲ輸出シ又ハ輸入スルトキ

三 船用品タル米麥又ハ命令ヲ以テ定ムル旅客ノ携
帶品タル米麥、標本米麥其ノ他ニ準ズベキモノ
ヲ輸出シ又ハ輸入スルトキ

第四條 米麥以外ノ主要食糧ニシテ臺灣總督ノ指定ス
ルモノノ輸出又ハ輸入ハ臺灣總督ノ指定スル期間其
ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ
命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附則

本令ハ昭和十七年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

食糧營團運營大綱ノ決定

食糧管理法に基く中央並に地方食糧營團設立並にそ
の運營方針に關し農林省は昭和十七年七月十六日全國
地方經濟部長會議に於いて左の如き運營大綱を指示し

た。

食糧營團運營方針大綱

第一、食糧營團の取扱物資

一、米穀(一)米穀は原則として政府より地方食糧營
團に賣却し地方食糧營團において精米としてまた
玄米のまま實需者に配給するものとする(二)外
地米については中央食糧營團において政府の委
託を受け外地より買入れ政府に引渡すものとする
こと

二、麥類(大麥、裸麥、小麥) 麥類は原則として政
府より中央食糧營團に賣却し中央食糧營團はこれ
を加工しまたは原麥のまま地方食糧營團に賣却す
るものとする

三、精麥、小麥粉、乾麵、乾パン 精麥、小麥粉、
乾麵、乾パンの製造加工は中央食糧營團において
それら製造業者に直接または工業組合を通じ委
託または販賣買取等の方法によりこれをなすもの
とし、製品となしたる上地方食糧營團に賣却する
ものとする

四、パン パンは地方食糧營團において委託または
販賣買取等の方法により製造したる上地方の實情
に應じ營團の系統を通じまたは従來の配給の系統
を通じ實需者に配給するものとする

五、甘藷及び馬鈴薯の澱粉及び粉 甘藷及び馬鈴薯
の澱粉及び粉は小麥粉混入用として中央食糧營團
において日本澱粉株式會社より買受け製粉の際製
粉工程において小麥粉に混入するものとする
六、甘藷、馬鈴薯 甘藷及び馬鈴薯は原則として中

央食糧營團においてはこれを取扱はざるものとし
るも米麥と綜合配給をなす必要がある場合は地方食
糧營團においてこれを取扱ふものとする

七、雜穀 雜穀は原則として中央食糧營團において
はこれを取扱はざるものとするも地方の實情によ
りこれを取扱ふことを適當とする地方にありては
地方食糧營團においてこれを取扱ふものとするこ
と

八、貯藏物資 (一)非常用貯藏物資は中央食糧營團
において貯藏するものとする(二)貯藏物資を
更新等のため賣却をなす場合は乾麵及び乾パンは
營團の系統を通じ、その他の物資は當該物資の配
給の系統を通じ賣却するものとする(三)貯
藏物資を非常用として配給する場合は營團の系統
を通じ行ふものとする

九、取扱物資の輸移出 輸移出するものについては
原則として政府より中央食糧營團に賣却し中央食
糧營團において輸移出をなすものとする

第二、製造加工業の取扱

一、製造加工業者は營團設立後といへども原則とし
て獨立の企業者として存置するものとし、營團は
これ等の業者に委託または販賣買取等の方法によ
り製造加工をなさしむるものとする

二、製造加工業に關する道府縣の工業組合はこれを
存置するものとし中央食糧營團(製パンについて
は地方食糧營團)は道府縣の工業組合を通じて委
託または販賣買取等の方法により業者に製造加工
をなさしむるものとする、但し大規模の製造
加工業者にして工業組合を設けざるを適當とする

者に對してはその個々の業者に對し直接委託または販賣買取等の方法により製造加工をなさしむるものとすること

三、製造加工用の原料の配給については原則として中央食糧營團統一的にこれを行ひ製品はすべて一旦中央食糧營團の所有に屬せしむる組織とする

四、産業組合經營の製造加工業については政府の委託を受け製造加工をなすことを認むること

五、農家の自家用食糧の貨製造または賃加工のみをなす者はこれを一般の製造加工業者と區別し食糧營團と關係なく専ら貨製造または賃加工のみをなさしむるものとするも、この種の業者については適當なる統制をなす要あるを以て別途適宜措置を講ずるものとすること

第三、購買組合、購買會及び包括的に各種物資を取扱ふ商業組合の取扱

一、購買組合(消費組合を含む) 購買會及び包括的に各種物資を取扱ふ商業組合にして一定地域内の消費者のほとんど全部を配給の對象とする如きものについてはその實情を精査の上これを地方食糧營團の一配給擔當機關と關聯して地方食糧營團の取扱物資の代位配給をなさしむることを得るものとすること

二、農山村またはその部落において現在商業組合または商業者と購買組合とが一元的に配給をなしつつある場合においては配給數量、農村なりや否や、その他諸事情を勘案して同一區域はなるべく配給の一元化を圖る等適切なる調整をなすものと

すること

第四、轉廢業に關する措置

一、各業種別になるべく道府縣單位に計畫を樹立するものとし地方食糧營團は右計畫を精査したる上これを引續きこれが實行をなすものとす

二、整理合同の結果地方食糧營團の従業員とならざる見込の者に對しては左の如く措置するものとすること

(一) 地方食糧營團は共助施設として實績補償をなし得るものとしその額は轉廢業者の生計、地方食糧營團の堅實なる經營、償還能力等を考慮してこれを定むるものとする、但しこれが額の決定に當りては實績大なるものに薄く少きものに厚くする方針の下に行ふものとすること

(二) 政府は前號の實績補償を受くるもなほ生活困難となる恐れある者に對し一人當三百圓の範圍において中小商工業者轉廢業助成金を交付するものとすること

三、地方食糧營團の従業員となる見込の者に對しても二の(一)に準じ實績補償をなし得るものとする

四、轉廢業者の設置にして地方食糧營團の經營上必要なるものについては地方食糧營團においてしからざるものについては國民更生金庫において買上ぐるものとすること

五、實績補償の交付方法は左の如くすること

(一) 地方食糧營團の従業員とならざる見込の者に對しては一時金としてこれを交付すること、しかしてこれが資金については必要に應じ國民更生金

庫より融通を受くるものとする

(二) 地方食糧營團の従業員となる見込の者に對しては十箇年内に漸次遞減の方法により分割交付するものとすること

六、實績補償をなしたるがために要したる借入金は十箇年の範圍内においてこれを償還するものとすること

結核對策連絡協議會會長其他の任命

結核對策連絡協議會の會長、委員及び幹事の任命並に委嘱は昭和十七年六月二十九日左の如く發令された(昭和十七年七月一日付官報參照)。

厚生次官 武井 群 嗣

結核對策連絡協議會會長ヲ命ス

企畫院書記官 右田 鐵 四 郎

内務書記官 岡 本 茂

大藏書記官 河 野 一 之

陸軍軍醫大佐 岡 田 恒 吉

海軍軍醫大佐 小 田 島 祥 吉

文部省體育官 重 田 定 正

逓信書記官 齋 藤 勇 之 助

鐵道書記官 武 部 英 治

拓務書記官 川 本 邦 雄

結核對策連絡協議會委員ヲ委嘱ス(各通)

厚生常務防務局長 勝 俣 繪

厚生書記官 床 次 徳 二

同 吉 富 滋

同 鈴 木 宗 正

厚生技師 引 地 亮 太 郎

結核対策連絡協議會委員ヲ命ス(各通)

- 保險院書記官 鈴木武男
- 同 高橋 等
- 軍事保健院技師 濱野規矩雄
- 厚生書記官 床次徳二
- 同 吉富 滋
- 同 鈴木宗正
- 厚生事務官 富田正
- 同 藤田孝行
- 厚生技師 引地亮太郎
- 同 近藤宏二
- 同 楠本正康
- 保險院書記官 鈴木武男
- 同 高橋 等
- 軍事保健院技師 濱野規矩雄

結核対策連絡協議會幹事ヲ命ス(各通)

財團法人人口問題研究会主催人口問題懇談會並に人口問題講演會の開催

財團法人人口問題研究会に於いては九州地方人口問題の地域的特殊性を論議究明し、指導階級並に一般人士の人口問題に関する健全なる知識思想の啓發涵養を圖るを目的として、大分、熊本、佐賀、長崎の四縣に於いて人口問題懇談會並に人口問題講演會を開催した。その概要は左の通りであるが、各地とも懇談會に於いては極めて熱心なる論議が竭され、講演會又極めて盛會裡に進められ、所期の目的を達し得て極めて有意義に日程を終了した。

人口問題懇談會並に人口問題講演會概要

趣旨 時局下民族人口問題は愈々其の緊要性を加へつつあるに鑑み人口問題懇談會並に人口問題講演會を開催し指導階級並に汎く一般人士の本問題に関する健全なる知識思想の啓發涵養を圖らんとす

主催 財團法人人口問題研究会

- 開催地縣
- 開催地市
- 大政翼贊會開催地縣支部

後援 開催地市内各新聞社

懇談會並に講演會

昭和十七年六月廿九日(月)大分縣大分市

懇談會 午前十時—正午 大分縣正廳

講演會 午後二時—五時 大分縣教育會館講堂

「大東亜建設と人口問題」

企畫院調査官 美濃口時次郎

「人口配分と民族の將來」

厚生技師 醫學博士 古屋芳雄

昭和十七年七月一日(水)熊本縣熊本市

懇談會 午後二時—五時 熊本縣正廳

講演會 午後七時—十時 熊本市公會堂新館

「大東亜建設と人口問題」

企畫院調査官 美濃口時次郎

「日本民族増強策」

人口問題研究所調査部長 經濟學博士 岡崎文規

「本縣の調査成績より見たる人口問題」

熊本縣醫師會長 醫學博士 谷口彌三郎

昭和十七年七月三日(金)佐賀縣佐賀市

懇談會 午前九時—正午 佐賀縣會議事堂

講演會 午後一時—四時 佐賀市公會堂

「民族と人口」

人口問題研究所研究官 小山榮三

「大東亜建設と人口問題」

人口問題研究所調査部長 經濟學博士 岡崎文規

昭和十七年七月六日(月)長崎縣長崎市

懇談會 午前九時—正午 長崎會館

講演會 午後二時—五時 同

「民族と人口」

人口問題研究所研究官 小山榮三

「大東亜建設と人口増強」

人口問題研究所調査部長 經濟學博士 岡崎文規

保險院書記官 鈴木武男

同 高橋 等

軍事保護院技師 濱野規矩雄

結核対策連絡協議會委員ヲ命ス(各通)

厚生書記官 床次徳二

同 吉富 滋

同 鈴木宗正

厚生事務官 富田正

厚生理事官 藤田孝行

厚生技師 引地亮太郎

同 近藤宏二

同 楠本正康

保險院書記官 鈴木武男

同 高橋 等

軍事保護院技師 濱野規矩雄

結核対策連絡協議會幹事ヲ命ス(各通)

財團法人人口問題研究会主催人口問題懇談會並に人口問題講演會の開催

財團法人人口問題研究会に於いては九州地方人口問題の地域的特殊性を論議究明し、指導階級並に一般人士の人口問題に関する健全なる知識思想の啓發涵養を圖るを目的として、大分、熊本、佐賀、長崎の四縣に於いて人口問題懇談會並に人口問題講演會を開催した。その概要は左の通りであるが、各地とも懇談會に於いては極めて熱心なる論議が竭され、講演會又極めて盛會裡に進められ、所期の目的を達し得て極めて有意義に日程を終了した。

人口問題懇談會並に人口問題講演會概要

趣旨 時局下民族人口問題は愈々其の緊要性を加へつつあるに鑑み人口問題懇談會並に人口問題講演會を開催し指導階級並に汎く一般人士の本問題に関する健全なる知識思想の啓發涵養を圖らんとす

主催 財團法人人口問題研究会

開催地縣

開催地市

大政翼贊會開催地縣支部

後援 開催地市内各新聞社

懇談會並に講演會

昭和十七年六月廿九日(月)大分縣大分市

懇談會 午前十時—正午 大分縣正廳

講演會 午後二時—五時 大分縣教育會館講堂

「大東亜建設と人口問題」

企畫院調査官 美濃口時次郎

「人口配分と民族の將來」

厚生技師 醫學博士 古屋芳雄

昭和十七年七月一日(水)熊本縣熊本市

懇談會 午後二時—五時 熊本縣正廳

講演會 午後七時—十時 熊本市公會堂新館

「大東亜建設と人口問題」

企畫院調査官 美濃口時次郎

「日本民族増強策」

人口問題研究所調査部長 經濟學博士 岡崎文規

「本縣の調査成績より見たる人口問題」

熊本縣醫師會長 醫學博士 谷口彌三郎

昭和十七年七月三日(金)佐賀縣佐賀市

懇談會 午前九時—正午 佐賀縣會議事堂

講演會 午後一時—四時 佐賀市公會堂

「民族と人口」

人口問題研究所研究官 小山榮三

「大東亜建設と人口問題」

人口問題研究所調査部長 經濟學博士 岡崎文規

昭和十七年七月六日(月)長崎縣長崎市

懇談會 午前九時—正午 長崎會館

講演會 午後二時—五時 同

「民族と人口」

人口問題研究所研究官 小山榮三

「大東亜建設と人口増強」

人口問題研究所調査部長 經濟學博士 岡崎文規